

亀山市新型インフルエンザ等対策行動計画



亀 山 市

平成26年10月

# 目 次

はじめに	7
《 第1章 総 論 》	
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略	8
2 市行動計画の策定に係る基本的事項	9
1 新型インフルエンザ等とは	
2 新型インフルエンザ	
3 現況	
3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	11
4 対策推進のための役割分担	12
1 国・県・市の役割	
2 医療機関の役割	
3 登録事業者	
4 一般の事業所	
5 市民	
《 第2章 新型インフルエンザ等の発生段階 》	
1 発生段階	14
1 未発生期	
2 県内未発生期	
3 県内発生早期	
4 県内感染期	
5 小康期	
《 第3章 実施体制の確立 》	
1 新型インフルエンザ等の発生段階別実施体制	16
1 未発生期における実施体制	
2 未発生期以外の発生段階における実施体制	
3 配備編成	
4 新型インフルエンザ等対策本部	
《 第4章 予防接種 》	
1 予防接種の考え方	18
1 ワクチン	
2 特定接種	
3 住民接種	
4 予防接種の実施決定について	
5 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄について	
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	

## 《 第5章 各発生段階における対応 》

### 【パターン1】「緊急事態宣言」がどの段階においても発令されない場合

未発生期	24
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内未発生期	27
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内発生早期	30
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内感染期	34
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
小康期	38
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	

【パターン2】 県内未発生期において「緊急事態宣言」が発令された場合

未発生期	40
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内未発生期	43
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内発生早期	47
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内感染期	52
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
小康期	
(緊急事態宣言継続時)	57
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
(緊急事態解除宣言発令時)	59
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	

【パターン3】 県内発生早期において「緊急事態宣言」が発令された場合

未発生期	60
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内未発生期	63
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内発生早期	66
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内感染期	71
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
小康期	
(緊急事態宣言継続時)	76
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
(緊急事態解除宣言発令時)	78
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	

【パターン4】 県内未発生期において「緊急事態宣言」が発令された場合

未発生期	79
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内未発生期	82
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内発生早期	85
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
県内感染期	89
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
小康期	
（緊急事態宣言継続時）	94
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
（緊急事態解除宣言発令時）	96
1 実施体制	
2 情報収集・広報	
3 まん延防止に関する措置	
4 予防接種	
5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	

<b>参考資料</b>	
（別添）特定接種の対象となる業種・職務について	97
【用語解説】	103

## はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは全くタイプの異なるウイルスで、およそ10年から40年の周期で発生している。そして、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、その都度、人類に対して甚大な健康被害とこれにともなう社会的影響をもたらす。

平成15年末からアジアを中心に、家きんでの発生が認められていた高病原性インフルエンザ（H5N1）は、徐々に発生範囲が拡大しており、アジア、アフリカ、中東、ヨーロッパ等の広い地域で、家きんや野鳥への感染が認められており、平成18年11月には韓国で、平成19年1月には宮崎県及び岡山県の養鶏場においても発生が確認され、さらなる感染の拡がりが見られる。

このウイルスは、感染した鳥類との直接接触や体液・排泄物の飛沫の吸入などによりヒトにも感染が起きており、平成20年9月までの期間にインドネシア、ベトナムなどの東南アジアを中心に387人の患者発生と245人の死亡が報告されている。

また、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）は、当初、ヒトからヒトへの感染はないとされてきたが、タイ、ベトナムにおいて患者との濃厚接触によると推測される家族内感染がみられ、平成18年5月にはインドネシアにおいて、1人から家族6人に感染、そのうちの1人から、さらに1人が感染したと推測される事例が発生していることなどから、濃厚、親密な接触により、限定的ではあるがヒト-ヒト感染が起こる可能性は否定できないとされている。

近年、東南アジアから始まった高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の流行は、ロシア、東欧へと拡大し、ヒトへの感染による死亡例が多数報告され、新型インフルエンザの発生の可能性が高まっていることから、平成17年11月厚生労働省は、WHO「世界インフルエンザ事前対策計画」を基に「新型インフルエンザ対策行動計画」を、また平成18年6月にはインフルエンザ（H5N1）が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）における指定感染症として指定され、検疫感染症の対象となるなど更なる体制の強化が進められている。

平成21年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも発生後1年余で約2,000人が罹患したと推計されました。病原性が季節並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成24年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。

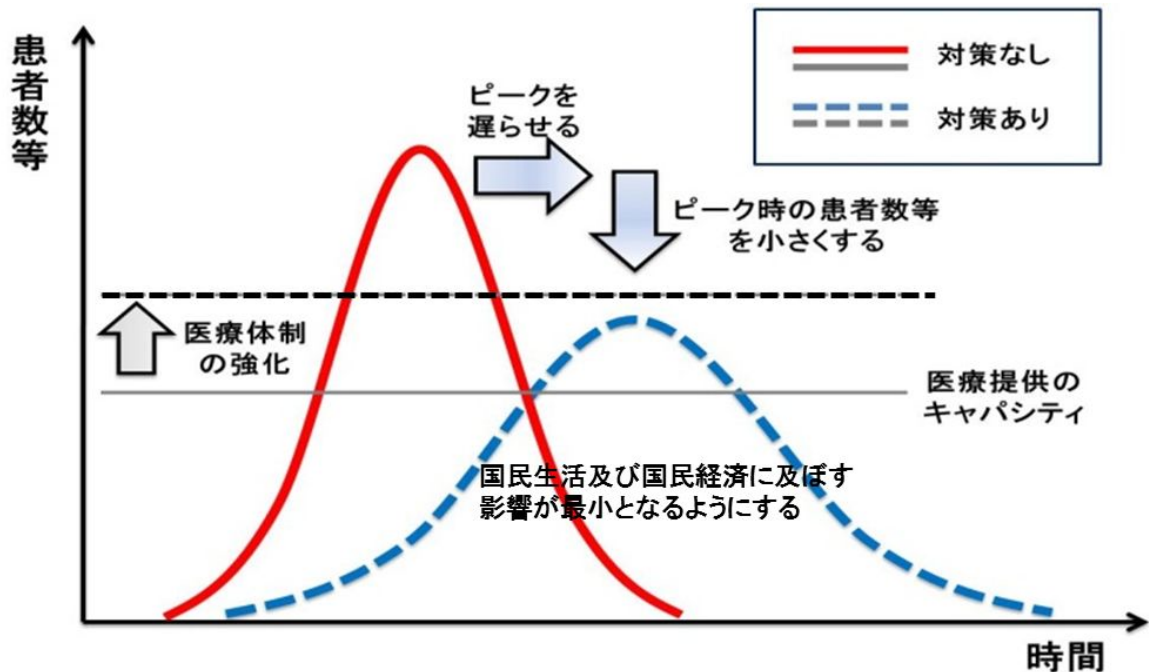
亀山市では、このような状況から新型インフルエンザ等対策の重要性にかんがみ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合を図りつつ、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること及び市民生活や社会機能に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的として、「亀山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、市としての対策を推進する。



# 《 第1章 総論 》

## 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものは避けられないと考えられている。しかし、新型インフルエンザ等の流行時における感染拡大を可能な限り抑え、流行のピークを遅らせることにより、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保することで、医療体制への負担を軽減しキャパシティを超えないようにし、市民の混乱や不安を最小限にとどめることを目的とする。



当行動計画は、発生・流行時に想定される状況を念頭に置き、新型インフルエンザ等の発生に係る段階ごとに、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものです。なお、まだ発生していない新型インフルエンザ等を予想し、その後の展開も未経験のものであるため、当然、予想と異なる展開も多く考えられることから、この計画は必要に応じて、その都度、修正を加えるものとする。

## 2 市行動計画の策定に係る基本的事項

### 1 新型インフルエンザ等とは

国、県、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。その中でも、一番流行が危惧されている新型インフルエンザについては、次項に詳細を記載する。今後も、新型インフルエンザ等の発生の時期や形態についての予測は常に変わり得ること、新型インフルエンザ等対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、市行動計画については、国・県の動向や症例等を見極めながら、適時見直しを行うこととする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抜粋 （平成10年10月2日法律第114号）

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
  - 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 2 新型インフルエンザ

### （1）新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によつて、ヒトの体内で増えることができるようになり、さらにヒトからヒトへと効率よく感染するようになったもので、このウイルスがヒトに感染して起こる疾患が「新型インフルエンザ」である。

新型インフルエンザウイルスは、人にとって未知のウイルスであり、ヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染し、広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

鳥インフルエンザウイルスにも様々な種類がありますが、現在最もこの新型インフルエンザに変異しそうなウイルスとして取り上げられているのは、鳥インフルエンザ（H5N1）と呼ばれるものです。しかしながら、近年「H7」と呼ばれる型も流行の可能性が示唆されており、どの型が流行するかは明らかではない。

## (2) 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違いについて、現段階で想定される違いを以下に示す。

通常のインフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。

新型インフルエンザの症状は未確定であります。大部分のヒトが免疫を持っていないことになるため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定される。

それと同時に罹患者のうち、かなりの割合の人が肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。

毎冬に流行する通常のインフルエンザは、ある程度ヒトと共存しており、高齢者や既に何らかの病気を持つ者を除き、感染による死亡率は0.1%以下であり、我が国では1年間に約1千万人がインフルエンザに罹患し、約1万人が死亡しているという研究結果もある。

項目	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	・38℃以上の発熱 ・咳、くしゃみ等の呼吸気症状 ・頭痛、関節痛、全身倦怠感	未確定(発生後に確定)
潜伏期間	2日～5日	未確定(発生後に確定)
ヒト-ヒト感染性	あり(風邪より強い)	強い
発生状況	流行性	大流行性/パンデミック
死亡率	0.1%以下	未確定(発生後に確定) *アジア・インフルエンザ: 0.5% スペイン・インフルエンザ: 2%

## 3 現況

WHO及びその他の専門家は、20世紀に起こった3回のパンデミックのうち、最後に発生したのが1968年であるため、免疫・抗体等が薄れてきている今現在が、インフルエンザパンデミックに最も近づいていると考えています。WHOは、パンデミックの脅威の深刻さ及び高度の事前計画活動を実施する必要について知らせるための制度として、パンデミック警報の6つのフェーズを用いています。ひとつのフェーズから他のフェーズへの移行は、インフルエンザの疫学動向、循環しているウイルスの特徴を含めたいくつかの要素により規定されている。

また、2013年3月末に人間への感染が中国で初めて発見されたH7N9亜型A型インフルエンザウイルスは、明確なヒトからヒトへの感染(ヒト間感染)は確認されなかった。

しかし、同年5月18日、WHOは警戒レベルをフェーズ3(限定されたヒトからヒトへの感染のおそれがある場合)に引き上げ、各国の保健当局や外国旅行関連機関は、中国への旅行者に鳥をさわったりしないように注意の呼びかけを行った。

### 3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

政府は、新型インフルエンザが流行した際には、日本国内で全人口の約25%が罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は国内で最大2,500万人になると推計されている。

また、過去に流行したアジア・インフルエンザやスペイン・インフルエンザのデータに基づき推計すると、中等度の場合では、入院患者の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計されている。これをもとに人口按分により国・三重県・亀山市での患者発生状況を推計すると次のとおりとなる。

#### 【流行規模想定】

	国	三重県	亀山市
医療機関受診者数	約1,300万人 ～2,500万人	約191,000人 ～368,000人	約6,500人 ～12,500人
入院患者数	約53万人 ～200万人	約7,800人 ～29,000人	約260人 ～1,000人
死亡者数	約17万人 ～64万人	約2,500人 ～9,400人	約80人 ～320人

\* 三重県「新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月改定）」における受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計に基づき作成しています。

これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在我が国の衛生状況等については、考慮されていないことに留意する必要がある。

また、人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算では、1日当たりの最大入院患者（増加）数は、約1,500人（流行発生から5週間目）となります。しかし、これはあくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生するかも知れない新型インフルエンザ等が、どの程度の感染力や病原性を持つかどうかは不明であり、人口密度の高い地域においては多くのヒトが感染する可能性もあり、地域差も出ると考えられる。

#### 【流行による社会への一般的な影響】

- 膨大な数の感染者（疑い例を含む）と死者
- 社会不安による治安の悪化やパニック
- 医療従事者の感染による医療サービスの低下
- 食糧品、生活必需品、公共サービスの提供に従事する人（交通・通信・電気・食糧・水道など）感染による物資の不足やサービスの停止
- 行政サービスの水準低下（行政手続きの遅延等）
- 日常生活の制限
- 事業活動の制限や事業者の倒産
- 莫大な経済的損失



## 4 対策推進のための役割分担

### 1 国・三重県・亀山市の役割

#### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

（特措法第3条第1項）また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条第3項）

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

#### (2) 三重県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關した確かな判断と対応が求められる。観光旅行者が多数訪れることから、観光関係団体・観光事業者との情報の共有と連携について留意するよう努める。

#### (3) 亀山市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

### 2 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要となる。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### 3 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新

型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要となる。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。（特措法第4条第3項）

#### 4 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。（特措法第4条第1項及び第2項）

#### 5 市民

市民が行う新型インフルエンザ等感染予防対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、外出時にはマスクを着け、帰宅後のうがい・手洗いを習慣づけることや、人込みの多い繁華街への外出、流行している地域等への旅行を中止するよう努めることや、家族や他人に感染させないために、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人は必ずマスクを着け、咳やくしゃみをおさえたり、鼻をかんだ手は直ちに洗うなど「咳エチケット」を励行すること及び、不要不急の外出は極力控える等も求められる。

日本で流行していない段階でも海外で大流行すれば、輸入が減少したり停止することによって、種々の生活必需品が不足したり購入が困難になることが予測されるため、買い物などの外出をしなくて生活ができるよう、各家庭においても最低限（1週間程度）の食糧や日用品等の備蓄品を準備しておく必要がある。

〔個人での備蓄物品の一例〕

食糧（長期保存可能なもの）の例	日用品・医薬（療）品の例
（主食類） ・米 ・乾麺類（そば、ソーメン、うどん等） ・インスタントラーメン ・切り餅 ・コーンフレーク・シリアル類 ・乾パン （その他） ・レトルト・フリーズドライ食品 ・冷凍食品 ・各種調味料 ・缶詰 ・菓子類 ・ミネラルウォーター ・ペットボトルや缶入りの飲料 ・ジャム、粉ミルク、離乳食	（常備品） ・常備薬（胃薬、痛み止め、解熱鎮痛剤、その他持病の処方薬） ・絆創膏（大・小） ・ガーゼ・コットン ・包帯、湿布、消毒薬 ・マスク ・ゴム手袋（破れにくいもの） ・消毒用アルコール ・現金（カードが使えない場合に備えて） ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー ・乳幼児用オムツ

新型インフルエンザ等の発生や流行に関する情報は、テレビ・ラジオ・インターネットなど、様々な媒体・広報誌・新聞・雑誌を通じて配信されることにはなりますが、根拠のない噂やデマにより被害を拡大させることがないよう、正確な情報を得て冷静に対応することが、感染予防策の重要なポイントとなる。

万一、新型インフルエンザ等が発症した場合は、事前連絡なく医療機関で受診すると、新型インフルエンザ等を他の患者に感染させてしまう恐れがある。このような場合は、まず、鈴鹿保健所（TEL：059-382-8671）に連絡し、県が指定する医療機関を受診する。また、流行時は一時的に膨大な患者が発生するため、医師などの医療従事者や薬剤・医療資材が不足する可能性があるため、軽症の場合には不要不急の医療機関の受診や救急車要請は控えることが重要となる。

## 《 第2章 新型インフルエンザ等の発生段階 》

### 1 発生段階

当行動計画においては、発生状況に応じた対応策を講じる必要があることから、新型インフルエンザ等の発生段階を以下のように設定する。以下の基準を一応の目安としているが、実際の運用について患者の発生状況、病状及び専門家等の意見を踏まえ、その都度決定する必要がある。

#### 1 未発生期

##### (1) 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状態

##### (2) 基本的な考え方

- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、感染予防対策等の準備を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、国・県と連携を図り、継続的な情報収集・提供体制を整える。

#### 2 県内未発生期

##### (1) 状態

- ・ 海外または他都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

##### (2) 基本的な考え方

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制を整えとともに、発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 県及び関係機関と連携しながら、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行うとともに、サーベイランス体制を強化する。また、県からの要請により県内で発生した場合の対策の準備を行う。
- ・ 市民への感染予防対策の普及啓発と市民からの相談体制を強化する。

#### 3 県内発生早期

##### (1) 状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・ 県内でも地域によって状況が異なる可能性がある状態

##### (2) 基本的な考え方

- ・ 感染拡大に備えた体制の準備を整え、県内及び市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 流行のピークを遅らせるための感染対策等を、引き続き行う。国がこの地域に対して新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした場合は、積極的な感染対策等を行う。
- ・ 県の要請により、県内感染期への移行に備えた体制の準備、整備等を行う。
- ・ 県の要請及び協力のもと、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、出来るだけ速やかに実施する。

#### 4 県内感染期

##### (1) 状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む状態
- ・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある状態

##### (2) 基本的な考え方

- ・ 健康被害や市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
- ・ 県と連携し、状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について市民に周知し、感染拡大を抑えるために個人一人ひとりがとるべき行動について説明を行い、積極的な実施を図る。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小及び中止を図る。

#### 5 小康期

##### (1) 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状態

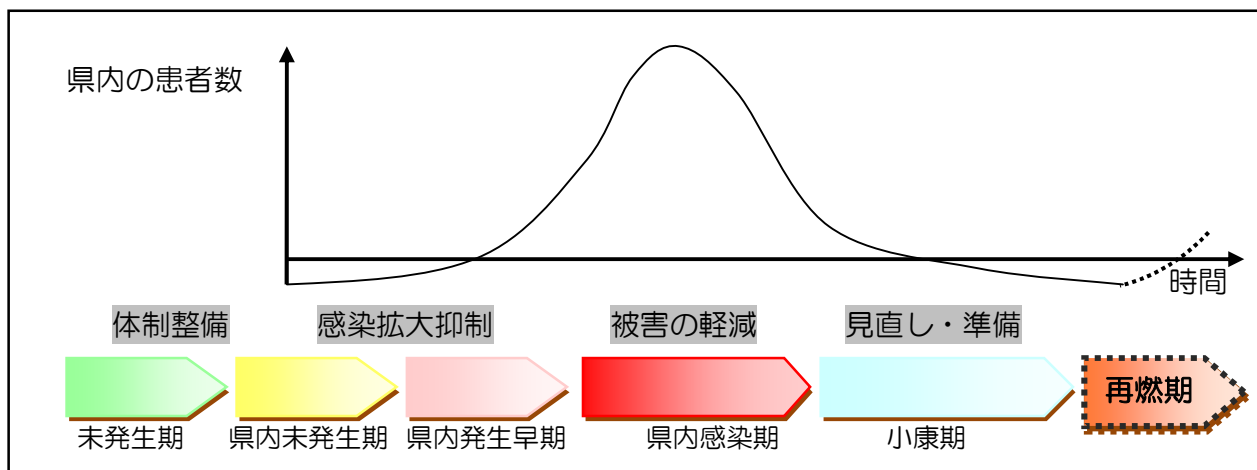
##### (2) 基本的な考え方

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行う。
- ・ 第二波の可能性について情報収集し、早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、県の協力の基、住民接種を進める。

＜国・県・市の発生段階表＞

国の発生段階	状態		県・市の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		県内未発生期
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態	
		県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		小康期

＜県及び市における発生段階イメージ＞





## 《 第3章 実施体制の確立 》

### 1 新型インフルエンザ等の発生段階別実施体制

#### 1 未発生期における実施体制

未発生期においては、健康福祉部は県と連携し必要に応じて「亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、情報の共有化及び予防対策等総合的な対策を協議する。なお、推進会議事務局は、健康福祉部が務め、新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、推進会議において報告する。

#### 2 未発生期以外の発生段階における実施体制

##### （1）緊急事態宣言未発令時

健康福祉部は、緊急事態宣言未発令時は未発生期に引き続き、推進会議を設置し、情報の共有化及び予防対策等総合的な対策を後述の各発生段階に応じて行う。新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、推進会議において報告する。

##### （2）緊急事態宣言発令時

市長は、緊急事態宣言発令時は、速やかに「亀山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置し、情報の共有、医療及び拡大防止に関すること、市民等への社会的影響の軽減方策の検討等を行い、各対策部は対策本部の方針に基づき、必要な措置を後述の各発生段階に応じて対策を講じる。

#### ＜ 亀山市新型インフルエンザ等対策本部 ＞

役職・組織等	活動の内容
本部長 (市長)	1.新型インフルエンザ等対策本部の設置を決定する 2.新型インフルエンザ等対策本部の廃止を決定する。
副本部長 (副市長・消防長)	1.市長不在時若しくは何らかの理由で市長が発令することの出来ない場合、市長に代わって業務を行う。 2.代理の順序は、副市長、消防長の順とする。
各対策部長	各対策部における対策活動の指揮をとるとともに、新型インフルエンザ等対策本部員として活動する。
総務対策部	1.新型インフルエンザ等対策本部の設置を行う。 2.新型インフルエンザ等対策本部員会議を開催する。
連絡員	新型インフルエンザ等対策本部設置にともない、各対策部は、連絡員を派遣し対策本部と各対策部との連絡を行う。

亀山市新型インフルエンザ等対策本部の編成は、亀山市地域防災計画 地震対策計画 第3章第2節に定める対策本部編成とする。

### 3 配備編成

各対策部長と下記人員により活動を行う。なお、状況に応じて配置人員の増減を行うことができる。

＜ 発生段階別配置人員について ＞

単位：人

対策部名	未発生期	未発生期以外	未発生期以外 (緊急事態宣言時)
総務対策部	2	発生状況の推移により関係主要対策部要員を配置	発生状況の推移により全対策部要員を配置・増員
市民対策部			
福祉医療対策部	4		
建設対策部			
環境対策部			
教育対策部			
消防対策部	2		

### 4 新型インフルエンザ等対策本部

#### (1) 対策本部の設置基準

対策本部の設置は、政府から「緊急事態宣言」が発令された場合とする。なお、必要に応じ緊急事態宣言未発令時であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することができる。

#### (2) 対策本部の廃止基準

対策本部の廃止は、政府から「緊急事態解除宣言」が発令された場合とする。

#### (3) 本部員会議

本部員会議は、対策本部に係る対策活動の基本的な事項及び重要かつ緊急の対策措置について協議する機関であり、対策本部が設置された後に開催される。なお、本部長が必要であると認めたときは、対策本部の設置に先だって開催されることもある。

#### (4) 対策本部事務局

対策本部事務局は、総務対策部、福祉医療対策部及び各対策部連絡員により編成し活動する。また、事務局の総括事務は危機管理局が努め、当該の対策活動の実施状況について詳細を把握するとともに、関係機関等の活動状況について本部員会議に報告する。

#### (5) 対策本部要員の確保

対策本部の活動は長期にわたることが予想されるため、職員のローテーション等の対応を行う必要がある。また、対策本部員及び対策本部事務局要員に罹患者が発生することが予想されるため、各対策部は業務継続計画に基づき行動する。

#### (6) 対策本部の設置場所及び通知と公表

対策本部は、本庁舎3階「大会議室」に設置する。対策本部を設置したときは、直ちにこの旨を県、報道機関、市民に対し市広報、ケーブルテレビ、安心メール、市ホームページ、同報系防災行政無線等を介して通知・公表する。なお、廃止したときも同様とする。

#### (7) 対策本部要員等の予防措置等

対策本部員及び対策本部事務局要員に罹患者が発生することを防ぐため、職員に対し、マスクの装着、咳やくしゃみをおさえる、うがい手洗いなどの新型インフルエンザ等の感染予防策の徹底、健康管理に必要な措置等を講ずる。

## 《 第4章 予防接種 》

### 1 予防接種の考え方

#### 1 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なる「プレパンデミックワクチン」と「パンデミックワクチン」の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### 2 特定接種

##### (1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者の範囲や、接種順位の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

政府行動計画Ⅱ-6(4) 予防・まん延防止(ウ) 予防接種 ii) 特定接種 抜粋

##### ii-1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

## （２）特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築しておく必要がある。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件としている。

## 3 住民接種

### （１）住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発令された場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなるが、緊急事態宣言が発令されていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言が発令されている場合においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。

### 政府行動計画Ⅱ-6（４）予防・まん延防止（ウ）予防接種 iii）住民接種 抜粋

#### iii-1）住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者<sup>24</sup>
  - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
    - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
    - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
  - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

## （2）住民接種の接種体制

住民接種については、市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### 4 予防接種の実施決定について

「特定接種」と「住民接種」については、危機管理事態における二つの予防接種全体のあり方に係る政府対策本部の決定を受て、県が実施する。

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。（特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項）

#### 5 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄について

抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄は、国及び県と併せて県民の45%に相当する量を備蓄しており、引き続き、国及び県で計画的かつ安定的な備蓄を行う予定である。

#### 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要となる。





## 《 第5章 各発生段階における対応パターン 》

当行動計画は「緊急事態宣言」がどの発生段階で発令されるかにより、推進会議又は対策本部の編成が変わるため、以下の4つのパターンで活動するものとする。なお、各パターンにおいて重複する言葉が記載されているが、各発生段階の行動手順として、パターン化を行った。

### 【パターン1】

「緊急事態宣言」がどの段階においても発令されない場合

		未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
パターン1	緊急事態宣言発令期					
	活動体制	推進会議	推進会議	推進会議	推進会議	推進会議

### 【パターン2】

県内未発生期において「緊急事態宣言」が発令された場合

		未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
パターン2	緊急事態宣言発令期		○	→		
	活動体制	推進会議	対策本部	対策本部	対策本部	対策本部 推進会議

### 【パターン3】

県内発生早期において「緊急事態宣言」が発令された場合

		未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
パターン3	緊急事態宣言発令期			○	→	
	活動体制	推進会議	推進会議	対策本部	対策本部	対策本部 推進会議

### 【パターン4】

県内感染期において「緊急事態宣言」が発令された場合

		未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
パターン4	緊急事態宣言発令期				○	→
	活動体制	推進会議	推進会議	推進会議	対策本部	対策本部 推進会議

### 【凡例】

○ : 緊急事態宣言発令

→ : 緊急事態宣言発令期間

推進会議 : 亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議

対策本部 : 亀山市新型インフルエンザ等対策本部



## 【パターン1】

### 「緊急事態宣言」がどの段階においても発令されない場合

未発生期

#### 未発生期における実施体制

##### 1 実施体制

海外で新型インフルエンザ等の発生が疑われるなど、重要な情報を入手した場合は、県と連携し必要に応じ推進会議を開催し、情報連絡体制を強化するとともに、感染予防策及び普及啓発を実施する。また、県及び近隣市町等と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認及び応急対策等の訓練を実施する。（健康福祉部）

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### <各部局の体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携確認
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議設置及び開催

##### 2 情報収集・広報

###### (1) 情報収集

必要に応じ県、医療機関や亀山医師会等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立つ。（健康福祉部）

###### (2) 広報

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等について、市民に対して、必要に応じて継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康福祉部）

###### (3) 体制整備等

- ・ 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めるとともに、関係部局間での情報共有体制を図る。また、国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。また、コールセンター設置時の円滑かつ適正な対応を行うため、Q & A 及び対応マニュアル等を作成する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。（健康福祉部）
- ・ 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、緊急連絡先を確認する。また、業務継続計画等の作成、業務従事にあたっての感染予防注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。（各部局）

＜各部局の主な体制＞

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	健康福祉部	・海外での発生状況 ・各省庁及び県の対応方針、状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
学校等の状況	教育委員会 健康福祉部	・保育園、幼稚園、小中学校等の状況
社会福祉施設等、医療機関の状況	健康福祉部 医療センター	・社会福祉施設等、医療機関
事業所等の状況	建設部	・企業、ライフライン事業者、その他関係する団体等の状況
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	・県及び近隣市町の状況

### 3 まん延防止に関する措置

#### (1) 市民に対する感染対策の実施

住民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部)

#### (2) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。(健康福祉部)

### 4 予防接種

#### (1) ワクチンの供給体制

ワクチンについては、県が医薬品卸業者等と連携して県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

#### (2) 特定接種対象者・事業者の登録

- ・特定接種の対象となり得る職員を把握し、国及び県に人数を報告する。(健康福祉部)
- ・国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して登録作業に係る周知を行うことに協力する。(健康福祉部)
- ・国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(健康福祉部)

#### (3) 接種体制の構築

##### (特定接種)

県と協力して地方公務員の対象者に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)

##### (住民接種)

- ・国及び県の協力を得ながら、予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)
- ・県及び国の協力を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な調整を行い、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。(健康福祉部)

- ・県及び国の協力を得て、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康福祉部、各部局）

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者への生活支援

- ・県からの要請を受けて、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康福祉部）
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（健康福祉部）

### <要援護者の定義>

「亀山市新型インフルエンザ等対策行動計画」における要援護者の定義
<p>本行動計画で述べる「要援護者」とは以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者</li> <li>ii) 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者</li> <li>iii) 障がい又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者</li> <li>iv) その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）</li> <li>v) その他、市長が認める者</li> </ul>

### (2) 火葬能力等の把握

- ・県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う際、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。（健康福祉部、環境産業部）
- ・火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。（健康福祉部、環境産業部）

### (3) 感染防止用資機材の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等（マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等）の備蓄を図ることとする。（健康福祉部、危機管理局）

### (4) 社会機能の維持

- ・特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制について検討を進めるように要請するとともに、必要な支援を行う。（各部局）
- ・市内に安定的に生活関連物資等の供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。この際、災害時の応援協定を締結している関連業者等については、協定の実効性を確保する。また、追加すべき業者があれば協定の締結を働きかける。（危機管理局）

- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、事業所等の業務継続に向けた新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。(関係部局)
- ・出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行い、業務継続計画を整備する。(各部局)
- ・必要に応じて、以下の事前措置を講じる。(健康福祉部)

新型インフルエンザに関する知識の周知と意識啓発を行う。  
職員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう周知する。

県内未発生期

### 県内未発生期における実施体制

#### 1 実施体制

緊急事態宣言未発令時でも推進会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、情報の集約・共有・分析を行い、推進会議において報告する。

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### <各部局の主な体制>

部局名	役割
各部局共通	・各部局内の体制の構築 ・関係機関・事業者との連携体制の確認
危機管理局	・県・近隣市町及び関係機関等との連携確認
健康福祉部	・亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の設置及び開催

#### 2 情報収集・広報

##### (1) 情報収集

- ・国、県、所管団体、事業団体等を通じて、海外での発生状況、国内での発生兆候、市民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報について主体に情報収集を行う。(各部局)
- ・県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関、団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。また、対応マニュアルの作成、業務従事にあたっての感染予防等注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。(各部局)

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各部局共通	・国外発生状況
	健康福祉部	・新型インフルエンザ等感染情報 ☆感染症発生動向調査システムを活用 ☆県健康福祉部・鈴鹿保健所との連絡体制を強化 ☆近隣市町との情報の共有
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	・県及び近隣市町の取り組み状況



## (2) 広報

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。(健康福祉部、市民文化部)
- ・ ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。(健康福祉部、企画総務部)

## (3) コールセンター等の体制

- ・ 国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。(健康福祉部)
- ・ 国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、鈴鹿保健所及び受診可能な医療機関等の情報の提供等を行うことにより、市民の不安解消や適切な医療機関での受診・治療により、感染拡大の防止に努める。(健康福祉部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(各部署)

対象施設	部局名	内容
各所管施設	各部署共通	・ 感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・ 不特定多数の市民が利用する施設等への周知

### (2) 濃厚接触者対策

- ・ 県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(健康福祉部、医療センター)

### (3) 発生国(又は県)に滞在又は渡航する市民に対する呼びかけ等

- ・ 海外渡航等の関連情報の提供を、市ホームページ等を通じて行う。(企画総務部)

## 4 予防接種

### (1) 特定接種の実施

- ・ 国及び県と連携して、当市の職員を対象者とし、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (2) 住民接種の実施

- ・ 国及び県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴と緊急事態宣言の有無を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (3) 特定接種の広報・相談

- ・ 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康福祉部)

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。(健康福祉部)

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。(市民文化部、企画総務部)

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。(健康福祉部)
- ・ 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(健康福祉部、企画総務部)

### (4) 感染防止用資機材の備蓄

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等(マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等)の備蓄を図ることとする。(健康福祉部、危機管理局)

### (5) 社会機能の維持

- ・ 生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保への対策準備を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防策を要請する。(関係部局)
- ・ 所管する関係事業者団体等を通じ、企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講じるよう要請する。(関係部局)

### (6) 行政活動の維持・調整

- ・ あらかじめ新型インフルエンザ等の市内における発生を想定し、各室所管業務の優先順位化作業や各部室間での応援体制を確認する。また、引き続き出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行う。(各部局)
- ・ 国及び県からの新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、職員等に対して必要に応じて感染予防と感染拡大予防措置について、意識啓発する。また、職員に対して、新型インフルエンザ等に関する知識、感染予防対策、海外発生地域、規模及び感染状況等の周知を行う。(健康福祉部、危機管理局)

## 県内発生早期

### 県内発生早期における実施体制

#### 1 実施体制

緊急事態宣言未発令時でも推進会議を引き続き設置し、新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、情報の集約・共有・分析を行い、推進会議において報告する。（健康福祉部）

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### ＜各部局の主な体制＞

部局名	役割
各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部局内の体制の構築</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に関する情報の収集</li> <li>・ 各部局、関係機関、事業者との情報の共有及び危機管理体制の確認</li> </ul>
危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の開催</li> </ul>

#### 2 情報収集・広報

##### (1) 情報収集

- ・ 市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況あるいは兆候に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況あるいは兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。このためあらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について改めて確認する等、注意喚起を行う。（各部局）
- ・ 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。（各部局）

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内（県内）の発生状況</li> <li>・ 関係機関、事業所の発生状況</li> </ul>
	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報</li> <li>・ 感染症発生動向調査システムを活用</li> <li>・ 県（鈴鹿保健所）との連絡体制を強化</li> <li>・ 近隣市町との情報の共有</li> </ul>
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び近隣市町の取り組み状況</li> </ul>
ライフラインの情報	環境産業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関の運行状況</li> </ul>
学校等の状況	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の発生状況及び対策措置の実施状況</li> </ul>
社会福祉施設等の状況	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等、医療機関等の状況</li> </ul>

## (2) 広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。(健康福祉部)
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(健康福祉部、企画総務部、環境産業部)

## (3) 広報手段

- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(危機管理局)
- ・個人情報公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第7条(公益上の理由による裁量的開示)の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。(危機管理局)
- ・発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。(危機管理局)

## (4) コールセンター等の継続

- ・国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。(健康福祉部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・各部局は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。

対象施設	部局名	内容
共通施設	各部局共通	・感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・不特定多数の市民が利用する施設への周知
駅・ショッピングセンター	環境産業部	・事業者の事業所、営業所等の感染状況を把握 ・利用者に対して情報提供を行うよう促す



学校以外の教育 関係施設	教育委員会 市民文化部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外の教育関係施設においては、感染防止措置を強化するとともに、施設利用者への周知等対応を強化する</li> <li>・感染拡大防止のための臨時休館等を検討</li> <li>・職員のマスク着用、うがい、手洗いの励行を徹底</li> </ul>
社会福祉施設 等・児童福祉施設	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供を行い、以下の事項を要請する。また、保育所等児童福祉施設に対し、適切な対応を指示</li> <li>☆対応体制の確認</li> <li>☆利用者の家族への情報提供</li> <li>☆施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>☆施設運営体制の整備と必要な事項の指示徹底</li> </ul>

## (2) 社会活動の制限

- ・新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、県外からの参加が明らかに見込まれない地域限定的なイベントを除き、市が実施する集客イベント及び集会等について、開催を自粛する。(関係部局)

## 4 予防接種

### (1) 住民接種の実施

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県、関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報を市民に周知する。(健康福祉部、医療センター)
- ・接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が示す住民への接種順位を考慮し、県、関係機関等と連携して実施体制を整える。(健康福祉部、医療センター)
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所、保健センター、学校等、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (2) 住民接種時の注意事項

- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校等、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ・基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ワクチンの大部分が10mℓ等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・1mℓ等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接

種も考えられる。

- ・ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

### (3) 住民接種の広報・相談

- ・ 実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。(健康福祉部、医療センター)
- ・ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。(健康福祉部、医療センター)

### (4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ 予防接種の実施主体である市町は、あらかじめ予防接種後「副反応報告書」及び「報告基準」を管内の医療機関に配布する。(健康福祉部、医療センター)

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(健康福祉部)

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。(市民文化部、企画総務部)

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 県と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。(健康福祉部、環境産業部、危機管理局)
- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(健康福祉部、医療センター、環境産業部)

### (4) 社会機能の維持

- ・ 生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。(関係部局)
- ・ 一時的な生活関連物資等の不足が予測されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。(関係部局)
- ・ 所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講ずるよう要請する。(関係部局)
- ・ 感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。また、関係団体等と連携して農業関係者、商工業事業者の相談窓口を設置する。(環境産業部)
- ・ ライフライン等の確保に努め、社会生活に与える影響を最小限にし、市民生活の維持に努める。(関係部局)

### (5) 公共交通対策

- 事業者に対して、県内発生地域の状況を情報提供し、発生地域への運行の自粛を要請するとともに、発生地域への運行の際は、十分な感染防止対策をとるよう依頼する。また、市観光協会等と連携するとともに、関係団体に対しても協力を要請する。(企画総務部、環境産業部、市民文化部)
- 鉄道駅構内、鉄道車両内、バス車両内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、校内放送及び社内放送などにより、利用者に対し、マスクの着用等を周知することを事業者団体等に対し、協力を依頼する。(企画総務部、環境産業部)

### (6) 行政活動の維持

- 感染者拡大により出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。また、状況に応じて職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止を徹底し、感染拡大による出勤できない職員の増加に対する部内の業務維持対策(各部室において業務に優先順位を付け、必要な業務の維持)を実施する。(各部局)
- 新型インフルエンザ等の感染を未然に防止するため、うがい、手洗い、消毒、咳エチケットの励行等について、職員及び家族に対する各種感染防止対策の徹底を行う。(各部局)
- 新型インフルエンザ等に関する職員からの問い合わせに対応する相談窓口等を設置し、予防策(手指消毒、廃棄物の措置方法等を含む。)の周知徹底及び新型インフルエンザ等に関する基礎知識を一斉周知する等、職員への意識啓発を強化する。(健康福祉部)

## 県内感染期

### 県内感染期における実施体制

#### 1 実施体制

緊急事態宣言未発令時でも推進会議を引き続き設置し、新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、情報の収集を行い、今後の対策等について推進会議で報告する。(健康福祉部)

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### ＜各部局の主な体制＞

部局名	役割
各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局内の体制の構築</li> <li>各部局、関係機関、事業者との連携と情報の共有</li> <li>県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認</li> </ul>
危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・近隣市町及び関係機関等との連携</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の開催</li> </ul>

## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。あらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。（各部署）
- ・関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。（各部署）

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各部署共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内（国内）の発生状況</li> <li>・関係機関。事業所の発生状況</li> </ul>
	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報</li> <li>・感染症発生動向調査システムを活用</li> <li>・県（保健所）との連絡体制を強化</li> <li>・近隣市町との情報の共有</li> <li>・在宅高齢者、障がい者、乳幼児等の安否確認</li> </ul>
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町の取り組み状況</li> </ul>
ライフラインの情報	環境産業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の運行状況</li> </ul>
学校等の状況	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染状況及び臨時休校等措置の実施状況</li> </ul>
社会福祉施設等の状況	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等、医療機関等の発生状況等</li> </ul>

### (2) 広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。（健康福祉部）
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。（健康福祉部、企画総務部、環境産業部）

### (3) 広報手段

- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。（危機管理局）
- ・個人情報公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。（危機管理局）
- ・発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。（危機管理局）

### (4) コールセンター等の継続

- ・国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。（健康福祉部）

### 3 まん延防止に関する措置

#### (1) 感染対策の実施

- ・各部局は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</li> <li>・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。</li> <li>・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。</li> <li>・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。</li> <li>・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。</li> </ul>
--

対象施設	部局名	内容
共通施設	各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への徹底</li> <li>・施設内での感染拡大防止措置の強化</li> <li>・不特定多数の市民が利用する施設への周知</li> </ul>
駅・ショッピングセンター	環境産業部 危機管理局 健康福祉部 医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山市に向かう鉄道、バス等から、新型インフルエンザ等の症状を有する患者や死者がいるとの情報が、推進会議にもたらされた場合には、鈴鹿保健所に報告するとともに、保健所の指導を受け必要な対策を行う。</li> </ul>
学校以外の教育関係施設	教育委員会 市民文化部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外の教育関係等施設においては、感染防止措置を徹底するとともに、施設利用者への周知等対応を強化</li> <li>・施設内での感染拡大防止措置の強化</li> <li>・利用者、職員の健康状況に留意し、新型インフルエンザ等症状の早期発見に努める。</li> <li>・利用者、職員のマスクの着用、うがい、手洗いの励行</li> <li>・施設内における新型インフルエンザ等の症状発症状況の把握及び報告</li> <li>・新型インフルエンザ等の県内発生状況を踏まえ、学校以外の教育等関係施設を必要に応じて臨時休館を行う。</li> </ul>
社会福祉施設等・児童福祉施設	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え、情報を共有</li> <li>・施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>・利用者・職員に新型インフルエンザ等の症状が発生した場合は、速やかに鈴鹿保健所に相談</li> <li>・マスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットを刷新するよう指導</li> <li>・職員に対して、職員、利用者の感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起</li> <li>・施設内で患者が発生した場合に、他の入所者に感染しないよう、個室に移動させる等の対応の実施</li> <li>・施設運営体制と必要事項の指示徹底</li> <li>・保健園等からの助言等を受けつつ、施設の衛生管理に努める。</li> </ul>



## (2) 社会活動の制限

- ・市内でのイベント開催の自粛及び中止の検討と関係団体への周知を行う。、また、市民の行動についても、市民の理解を得て、制限を要請する（集会の自粛、外出の自粛等）。要請に当たっては、ホームページ等あらゆる広報伝達手段を利用し、広報を行う。この際、あわせて、新型インフルエンザ等に対する感染予防についても普及・広報を行う。（関係部局）

## 4 予防接種

### (1) 住民接種の実施

- ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。市民に対する住民接種実施についての留意点は県内発生早期 4（2）住民接種時の注意事項を参照。（健康福祉部、医療センター）

### (2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後「副反応報告書」及び「報告基準」を管内の医療機関に配布する。（健康福祉部、医療センター）

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（健康福祉部）

### (2) 外国人住民等への対応

- ・関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。（市民文化部、企画総務部）

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（健康福祉部、環境産業部、危機管理局）
- ・県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。（健康福祉部、環境産業部、危機管理局）
- ・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、市域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。（健康福祉部、環境産業部、危機管理局）
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（健康福祉部、環境産業部、医療センター）

### (4) 社会機能の維持

- ・生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心であることから対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。特に、社会機能の維持に関わる事業者等に対しては業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業

務の運営体制への移行を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、国、県等から出される勧告、通知等に留意するよう周知する。（関係部局）

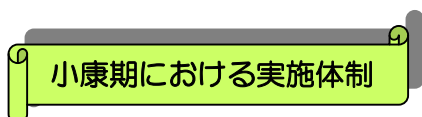
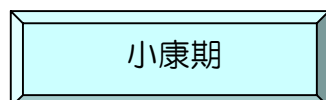
- ・ 一時的な生活関連物資等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。（関係部局）
- ・ 所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、職場における新型インフルエンザ等対策を講じよう要請する。（関係部局）
- ・ 関係団体等を通じて、事業継続のため、感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。（関係部局）

#### （５）公共交通対策

- ・ 事業者の運行と市の対策への協力について、事業者に対して要請するとともに、運行状況等の把握を行う。（企画総務部、環境産業部）

#### （６）行政活動の維持

- ・ 感染者拡大による出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止対策及び部内の業務維持対策を実施する。（各部局）
- ・ 職員への感染防止措置として、発生情報の周知、うがい、手洗い、消毒の励行等、職員に対する各種感染防止対策の徹底、マスクなどの感染予防用具等の装着及び使用の徹底、職員の感染に対するリスクを軽減させるため公共交通機関による通勤を控えて自転車や自家用自動車等を利用するよう指示、出勤前の体温測定の徹底、不要不急な大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出については原則禁止とする。（各部局）



#### 1 実施体制

健康福祉部は、必要に応じ推進会議を設置する。

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### <各部局の主な体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の開催

#### 2 情報提供・広報

第二波に備えて、必要に応じ推進会議を設置し情報集体制を整える。また、状況を見ながら国及び県からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。（健康福祉部）

### 3 まん延防止に関する措置

市民に対してマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。

### 4 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。予防接種実施についての留意点は、県内発生早期 4(2) 住民接種時の注意事項を参照。

### 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・ 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（健康福祉部）
- ・ 必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。（健康福祉部、危機管理局）



## 【パターン2】

### 県内未発生期において「緊急事態宣言」が発令された場合

未発生期

#### 未発生期における実施体制

##### 1 実施体制

海外で新型インフルエンザ等の発生が疑われるなど、重要な情報を入手した場合は、県と連携し必要に応じ推進会議を開催し、情報連絡体制を強化するとともに、感染予防策及び普及啓発を実施する。また、県及び近隣市町等と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認及び応急対策等の訓練を実施する。（健康福祉部）

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### <各部局の体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携確認
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議設置及び開催

##### 2 情報収集・広報

###### (1) 情報収集

必要に応じ県、医療機関や亀山医師会等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。（健康福祉部）

###### (2) 広報

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等について、市民に対して、必要に応じて継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康福祉部）

###### (3) 体制整備等

- ・ 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めるとともに、関係部局間での情報共有体制を図る。また、国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。また、コールセンター設置時の円滑かつ適正な対応を行うため、Q & A 及び対応マニュアル等を作成する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。（健康福祉部）
- ・ 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、緊急連絡先を確認する。また、業務継続計画等の作成、業務従事にあたっての感染予防注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。（各部局）

＜各部局の主な体制＞

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	健康福祉部	・海外での発生状況 ・各省庁及び県の対応方針、状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
学校等の状況	教育委員会 健康福祉部	・保育園、幼稚園、小中学校等の状況
社会福祉施設等、医療機関の状況	健康福祉部 医療センター	・社会福祉施設等、医療機関
事業所等の状況	建設部	・企業、ライフライン事業者、その他関係する団体等の状況
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	・県及び近隣市町の状況

### 3 まん延防止に関する措置

#### (1) 市民に対する感染対策の実施

住民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部)

#### (2) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。(健康福祉部)

### 4 予防接種

#### (1) ワクチンの供給体制

ワクチンについては、県が医薬品卸業者等と連携して県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

#### (2) 特定接種対象者・事業者の登録

- ・特定接種の対象となり得る職員を把握し、国及び県に人数を報告する。(健康福祉部)
- ・国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して登録作業に係る周知を行うことに協力する。(健康福祉部)
- ・国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(健康福祉部)

#### (3) 接種体制の構築

##### (特定接種)

県と協力して地方公務員の対象者に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)

##### (住民接種)

- ・国及び県の協力を得ながら、予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)
- ・県及び国の協力を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な調整を行い、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。(健康福祉部)

- ・県及び国の協力を得て、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康福祉部、各部局）

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### （1）要援護者への生活支援

- ・県からの要請を受けて、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康福祉部）
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（健康福祉部）

### ＜要援護者の定義＞

「亀山市新型インフルエンザ等対策行動計画」における要援護者の定義
<p>本行動計画で述べる「要援護者」とは以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者</li> <li>ii) 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者</li> <li>iii) 障がい又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者</li> <li>iv) その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）</li> <li>v) その他、市長が認める者</li> </ul>

### （2）火葬能力等の把握

- ・県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う際、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。（健康福祉部）
- ・火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。（健康福祉部）

### （3）感染防止用資機材の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等（マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等）の備蓄を図ることとする。（健康福祉部、危機管理局）

### （4）社会機能の維持

- ・特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制について検討を進めるように要請するとともに、必要な支援を行う。（各部局）
- ・市内に安定的に生活関連物資等の供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。この際、災害時の応援協定を締結している関連業者等については、協定の実効性を確保する。また、追加すべき業者があれば協定の締結を働きかける。（危機管理局）

- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、事業所等の業務継続に向けた新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。（関係部局）
- ・出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行い、業務継続計画を整備する。（各部局）
- ・必要に応じて、以下の事前措置を講じる。（健康福祉部）

新型インフルエンザに関する知識の周知と意識啓発を行う。  
職員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう周知する。

## 県内未発生期

### 県内未発生期における実施体制

#### 1 実施体制

緊急事態宣言発令時は、速やかに対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、施設を稼働するための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。また、市民及び事業者等に対しても、情報の提供及び注意喚起を行うとともに、新型インフルエンザ等患者の発生状況等を把握するため、情報連絡体制を速やかに確立し、必要な情報の提供を要請する。なお、入手した情報により、新型インフルエンザ等に対する各種の計画及びマニュアルの見直しと修正を行い、実効性を確保する。（総務対策部、福祉医療対策部）

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### <対策部の主な体制>

対策部名	役割
各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各対策部間における情報の共有</li> <li>・関係機関・事業者との連携と情報の共有</li> <li>・各対策部の対応状況を対策本部へ報告</li> </ul>
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山市新型インフルエンザ等対策本部を設置</li> <li>☆対策本部員会議の開催</li> <li>☆今後の対応方針について協議</li> <li>・対策本部事務局の運営</li> <li>・各部局内の対策のための体制を整備（対策会議等の設置）</li> <li>・県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部事務局の運営</li> <li>・保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制を整備</li> <li>・対策本部においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有・分析</li> <li>・県及び近隣市町及び関係機関等との連携確認</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の体制を整備</li> </ul>



## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・国、県、所管団体、事業団体等を通じて、海外での発生状況、国内での発生兆候、市民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報について主体に情報収集を行う。(各対策部)
- ・県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関、団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。また、対応マニュアルの作成、業務従事にあたっての感染予防等注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。(各対策部)

収集項目	対策部名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	・国外発生状況 ・関係機関。事業所の対応方針・状況
	福祉医療対策部	・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ☆感染症発生動向調査システムを活用 ☆県健康福祉部・鈴鹿保健所との連絡体制を強化 ☆近隣市町との情報の共有
県及び近隣市町の状況	福祉医療対策部 総務対策部	・県及び近隣市町の取り組み状況
学校等の状況	教育対策部 福祉医療対策部	・保育園、幼稚園、小中学校等の状況
社会福祉施設等、医療機関等	福祉医療対策部	・社会福祉施設、医療機関等の状況
事業所の状況	建設対策部	・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況

### (2) 広報

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。(福祉医療対策部、市民対策部)
- ・ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。(福祉医療対策部、総務対策部)

### (3) コールセンター等の体制

- ・国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。(福祉医療対策部)
- ・国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、鈴鹿保健所及び受診可能な医療機関等の情報の提供等を行うことにより、市民の不安解消や適切な医療機関での受診・治療により、感染拡大の防止に努める。(福祉医療対策部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(各対策部)

対象施設	対策部名	内容
各所管施設	各対策部共通	・感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・不特定多数の市民が利用する施設等への周知
駅・ショッピングセンター	環境対策部	・事業者に対して、不足の事態に備えて対策を講ずるよう協力要請

学校以外の教育関係施設	教育対策部 市民対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校以外の教育関係施設（スポーツ施設、文化施設、キャンプ場施設、研修施設、自然の家、交流センター、文化センター、コミュニティセンター等）においては、感染症の防止措置を講じるとともに、施設利用者へ周知等の対応を行う。</li> </ul>
社会福祉施設等・児童福祉施設	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設、児童福祉施設的全職員に新型インフルエンザ等の情報を正確に伝達</li> <li>職員に対して、職員・利用者の感染防御や健康状態の把握を行うよう、注意喚起</li> <li>職員の発生国（又は県）への渡航自粛</li> <li>職員、利用者に新型インフルエンザ等と思われる症状が発生した場合は、速やかに鈴鹿保健所に相談するように指導</li> <li>各施設に対応マニュアルを作成するよう指導</li> </ul>

## (2) 濃厚接触者対策

- 県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（福祉医療対策部）

## (3) 発生国（又は県）に滞在又は渡航する市民に対する呼びかけ等

- 海外渡航等の関連情報の提供を、市ホームページ等を通じて行う。（総務対策部）

## 4 予防接種

### (1) 特定接種の実施

- 国及び県と連携して、当市の職員を対象者とし、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（福祉医療対策部）

### (2) 住民接種の実施

- 国及び県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種の接種体制の準備を行う。（福祉医療対策部）

### (3) 特定接種の広報・相談

- 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（福祉医療対策部）

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。（福祉医療対策部）

### (2) 外国人住民等への対応

- 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。（市民対策部、総務対策部）

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。(福祉医療対策部)
- ・県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとし、併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(福祉医療対策部、総務対策部)

### (4) 感染防止用資機材の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等(マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等)の備蓄を図ることとする。(福祉医療対策部、総務対策部)

### (5) 社会機能の維持

- ・生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保への対策準備を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防策を要請する。(関係対策部)
- ・所管する関係事業者団体等を通じ、企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講じるよう要請する。(関係対策部)
- ・電力、ガス、上下水道、通信のライフライン関係事業者等に対して、新型インフルエンザ等対策を講じるよう要請する。(関係対策部)

### (6) 行政活動の維持・調整

- ・あらかじめ新型インフルエンザ等の市内における発生を想定し、各室所管業務の優先順位化作業や各部室間での応援体制を確認する。また、引き続き出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行う。(各対策部)
- ・国及び県からの新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、職員等に対して必要に応じて感染予防と感染拡大予防措置について、意識啓発する。また、職員に対して、新型インフルエンザ等に関する知識、感染予防対策、海外発生地域、規模及び感染状況等の周知を行う。(福祉医療対策部、総務対策部)

県内発生早期

県内発生早期における実施体制

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

**1 実施体制**

緊急事態宣言継続時は、引き続き対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、市民及び事業者等に対しては、積極的な情報の提供及び注意喚起を行う。(総務対策部、福祉医療対策部)

新型インフルエンザ等の発生位置、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議する。(福祉医療対策部、総務対策部)

＜対策部の主な体制＞

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市新型インフルエンザ等対策本部を設置</li> <li>☆ 対策本部員会議の開催</li> <li>☆ 対策本部においては、新型インフルエンザ等の収集情報を共有・分析</li> <li>☆ 今後の対応方針について協議</li> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 各対策部内の対策のための体制を整備(対策会議等の設置)</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認</li> <li>・ 各部局の対応状況を対策本部へ報告</li> </ul>
各対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各対策部間における情報の共有・分析</li> <li>・ 各対策部、関係機関、事業者との連携と情報の共有</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ コールセンター、相談窓口を必要に応じ開設する</li> <li>・ 保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制を継続</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の積極的実施</li> </ul>

**2 情報収集・広報**

(1) 情報収集

- ・ 市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況あるいは兆候に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況あるいは兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。このためあらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について改めて確認する等、注意喚起を行う。(各対策部)
- ・ 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。(各対策部)



収集項目	対策部名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	・国内（県内）の発生状況 ・関係機関、事業所の発生状況
	福祉医療対策部	・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・県（鈴鹿保健所）との連絡体制を強化 ・近隣市町との情報の共有
県及び近隣市町の状況	福祉医療対策部 総務対策部	・県及び近隣市町の取り組み状況
ライフラインの情報	総務対策部 環境対策部 建設対策部	・通信、電気、ガス ・公共交通機関の運行状況 ・上下水道
学校等の状況	教育対策部	・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況
社会福祉施設等の状況	福祉医療対策部	・社会福祉施設等、医療機関等の状況
食糧	市民対策部 環境対策部	・物価の動向 ・農産物の生産、流通状況
事業所等の状況	各対策部共通	・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況
	環境対策部 総務対策部	・商工会議所等関係機関などの状況 ・指定金融機関及び金融機関等の状況

## （２）広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。（福祉医療対策部）
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。（福祉医療対策部、総務対策部、環境対策部）

## （３）広報手段

- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。（総務対策部）
- ・個人情報公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。（総務対策部）
- ・発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。（総務対策部）

## （４）コールセンター等の継続

- ・国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。（福祉医療対策部）

## 3 まん延防止に関する措置

### （１）感染対策の実施

- ・各対策部は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。

対象施設	対策部名	内容
共通施設	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への周知</li> <li>・不特定多数の市民が利用する施設への周知</li> </ul>
駅・ショッピングセンター	環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の事業所、営業所等の感染状況を把握</li> <li>・利用者に対して情報提供を行うよう促す</li> </ul>
学校以外の教育関係施設	教育対策部 市民対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外の教育関係施設においては、感染防止措置を強化するとともに、施設利用者への周知等対応を強化する</li> <li>・感染拡大防止のための臨時休館等を検討</li> <li>・職員のマスク着用、うがい、手洗いの励行を徹底</li> </ul>
社会福祉施設等・児童福祉施設	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供を行い、以下の事項を要請する。また、保育所等児童福祉施設に対し、適切な対応を指示</li> <li>☆対応体制の確認</li> <li>☆利用者の家族への情報提供</li> <li>☆施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>☆施設運営体制の整備と必要な事項の指示徹底</li> </ul>

## (2) 社会活動の制限

- ・新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、県外からの参加が明らかに見込まれない地域限定的なイベントを除き、市が実施する集客イベント及び集会等について、開催を自粛する。（関係対策部）

## 4 予防接種

### (1) 住民接種の実施

- ・市民に対する予防接種は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（福祉医療対策部）
- ・接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が示す住民への接種順位を考慮し、県、関係機関等と連携して実施体制を整える。（福祉医療対策部）
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所、保健センター、学校等、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市に居住する者を対象に集団的接種を行う。（福祉医療対策部）

### (2) 住民接種時の注意事項

- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ・基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ワクチンの大部分が10mℓ等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・1mℓ等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

### (3) 住民接種の広報・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- ・新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- ・ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- ・ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- ・臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

- ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

### (4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後「副反応報告書」及び「報告基準」を管内の医療機関に配布する。(福祉医療対策部)

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、福祉医療対策部は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（福祉医療対策部）

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、福祉医療対策部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。（市民対策部、総務対策部）

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 県と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（福祉医療対策部、環境対策部）

### (4) 社会機能の維持

- ・ 生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。（関係対策部）
- ・ 一時的な生活関連物資等の不足が予測されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。（関係対策部）
- ・ 所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講ずるよう要請する。（関係対策部）
- ・ 感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。また、関係団体等と連携して農業関係者、商工業事業者の相談窓口を設置する。（環境対策部）
- ・ ライフライン等の確保に努め、社会生活に与える影響を最小限にし、市民生活の維持に努める。（関係対策部）

### (5) 公共交通対策

- ・ 事業者に対して、県内発生地域の状況を情報提供し、発生地域への運行の自粛を要請するとともに、発生地域への運行の際は、十分な感染防止対策をとるよう依頼する。また、市観光協会等と連携するとともに、関係団体に対しても協力を要請する。（総務対策部、環境対策部、市民対策部）
- ・ 鉄道駅構内、鉄道車両内、バス車両内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、校内放送及び社内放送などにより、利用者に対し、マスクの着用等を周知することを事業者団体等に対し、協力を依頼する。（総務対策部、環境対策部）

### (6) 行政活動の維持

- ・ 感染者拡大により出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。また、状況に応じて職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止を徹底し、感染拡大による出勤できない職員の増加に対する部内の業務維持対策（各部室において業務に優先順位を付け、必要な業務の維持）を実施する。（各対策部）
- ・ 新型インフルエンザ等の感染を未然に防止するため、うがい、手洗い、消毒、咳エチケットの励行等について、職員及び家族に対する各種感染防止対策の徹底を行う。（各対策部）

- ・ 新型インフルエンザ等に関する職員からの問い合わせ対応する相談窓口等を設置し、予防策（手指消毒、廃棄物の措置方法等を含む。）の周知徹底及び新型インフルエンザ等に関する基礎知識を一斉周知する等、職員への意識啓発を強化する。（福祉医療対策部）

（7）水の安定供給

- ・ 消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設対策部）

（8）生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（市民対策部）

県内感染期

県内感染期における実施体制

1 実施体制

緊急事態宣言継続時は、引き続き対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、市民及び事業者等に対しては、さらなる積極的な情報の提供及び注意喚起を行う。また、県の要請及び協力の基、準備が整い次第、住民接種を速やかに実施する。（福祉医療対策部、総務対策部）

新型インフルエンザ等の発生位置、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針等を協議する。（福祉医療対策部、総務対策部）

県、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を強化する。また、県内での感染状況について、県及び近隣市町との情報の共有を図るとともに、鈴鹿保健所、医療機関、医師会の医療体制等を確認し、必要に応じ協力を要請する。（福祉医療対策部、総務対策部）

<対策部の主な体制>

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の運営</li> <li>☆ 対策本部員会議の開催</li> <li>☆ 対策本部においては、新型インフルエンザ等の収集情報を共有・分析</li> <li>☆ 今後の対応方針について協議</li> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 各部局内の対策のための体制を整備（対策会議等の設置）</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認及び連携</li> </ul>

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



各対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応状況を対策本部へ報告</li> <li>・各対策部間における情報の共有・分析</li> <li>・各対策部、関係機関、事業者との連携と情報の共有</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部事務局の運営</li> <li>・コールセンター、相談窓口を開設する</li> <li>・保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制を継続</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の積極的実施</li> </ul>

## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。あらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。(各対策部)
- ・関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。(各対策部)

収集項目	対策部名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内(国内)の発生状況</li> <li>・関係機関、事業所の発生状況</li> </ul>
	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報</li> <li>・感染症発生動向調査システムを活用</li> <li>・県(保健所)との連絡体制を強化</li> <li>・近隣市町との情報の共有</li> <li>・在宅高齢者、障がい者、乳幼児等の安否確認</li> </ul>
県及び近隣市町の状況	福祉医療対策部 総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町の取り組み状況</li> </ul>
ライフラインの情報	総務対策部 環境対策部 建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信、電気、ガス</li> <li>・公共交通機関の運行状況</li> <li>・上下水道</li> </ul>
学校等の状況	教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染状況及び臨時休校等措置の実施状況</li> </ul>
社会福祉施設等の状況	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等、医療機関等の発生状況等</li> </ul>
食糧	市民対策部 環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価の動向、スーパー等の運営状況</li> <li>・農産物の生産、流通状況</li> </ul>
事業所等の状況	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況</li> </ul>
	環境対策部 総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所等関係機関などの状況</li> <li>・指定金融機関及び金融機関等の状況</li> </ul>

### (2) 広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。(福祉医療対策部)
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(福祉医療対策部、総務対策部、環境対策部)

### (3) 広報手段

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(総務対策部)
- ・ 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第7条(公益上の理由による裁量的開示)の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。(総務対策部)
- ・ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。(総務対策部)

### (4) コールセンター等の継続

- ・ 国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。(福祉医療対策部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・ 各対策部は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</li> <li>・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。</li> <li>・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。</li> <li>・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。</li> <li>・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。</li> </ul>
---

対象施設	対策部名	内容
共通施設	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への徹底</li> <li>・ 施設内での感染拡大防止措置の強化</li> <li>・ 不特定多数の市民が利用する施設への周知</li> </ul>
駅・ショッピングセンター	環境対策部 総務対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市に向かう鉄道、バス等から、新型インフルエンザ等の症状を有する患者や死者がいるとの情報が、対策本部にもたらされた場合には、鈴鹿保健所に報告するとともに、保健所の指導を受け必要な対策を行う。</li> </ul>
学校以外の教育関係施設	教育対策部 市民対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校以外の教育関係等施設においては、感染防止措置を徹底するとともに、施設利用者への周知等対応を強化</li> <li>・ 施設内での感染拡大防止措置の強化</li> <li>・ 利用者、職員の健康状況に留意し、新型インフルエンザ等症状の早期発見に努める。</li> <li>・ 利用者、職員のマスクの着用、うがい、手洗いの励行</li> <li>・ 施設内における新型インフルエンザ等の症状発症状況の把握及び報告</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の県内発生状況を踏まえ、学校以外の教育等関係施設を必要に応じて臨時休館を行う。</li> </ul>
社会福祉施設等・児童福祉施設	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え、情報を共有</li> <li>・ 施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>・ 利用者・職員に新型インフルエンザ等の症状が発生した場合は、速やかに鈴鹿保健所に相談</li> <li>・ マスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットを刷新するよう指導</li> <li>・ 職員に対して、職員、利用者の感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起</li> <li>・ 施設内で患者が発生した場合に、他の入所者に感染しないよう、個室に移動させる等の対応の実施</li> <li>・ 施設運営体制と必要事項の指示徹底</li> <li>・ 保健園等からの助言等を受けつつ、施設の衛生管理に努める。</li> </ul>

## (2) 社会活動の制限

- ・ 市内でのイベント開催の自粛及び中止の検討と関係団体への周知を行う。また、市民の行動についても、市民の理解を得て、制限を要請する（集会の自粛、外出の自粛等）。要請に当たっては、ホームページ等あらゆる広報伝達手段を利用し、広報を行う。この際、あわせて新型インフルエンザ等に対する感染予防対策についても普及・広報を行う。（関係対策部）

## 4 予防接種

### (1) 住民に対する予防接種の実施

市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。市民に対する予防接種実施についての留意点は県内発生早期 4(2) 住民接種時の注意事項を参照。

### (2) 住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談については、県内発生早期 4(3) 住民接種の広報・相談を参照。

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（福祉医療対策部）
- ・ 国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護訪問、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け対応する。（福祉医療対策部）

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、福祉医療対策部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。（市民対策部、総務対策部）

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）

- ・県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、市域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（福祉医療対策部、環境対策部）
- ・国または県からの要請を受け、市は可能な限り火葬炉を稼働するよう対応する。また、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（福祉医療対策部、市民対策部）

#### （４）社会機能の維持

- ・生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心であることから対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。特に、社会機能の維持に関わる事業者等に対しては業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制への移行を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、国、県等から出される勧告、通知等に留意するよう周知する。（関係対策部）
- ・一時的な生活関連物資等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。（関係対策部）
- ・所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、職場における新型インフルエンザ等対策を講じよう要請する。（関係対策部）
- ・関係団体等を通じて、事業継続のため、感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。（関係対策部）

#### （５）公共交通対策

- ・事業者の運行と市の対策への協力について、事業者に対して要請するとともに、運行状況等の把握を行う。（総務対策部、環境対策部）

#### （６）行政活動の維持

- ・感染者拡大による出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止対策及び部内の業務維持対策を実施する。（各対策部）
- ・職員への感染防止措置として、発生情報の周知、うがい、手洗い、消毒の励行等、職員に対する各種感染防止対策の徹底、マスクなどの感染予防用具等の装着及び使用の徹底、職員の

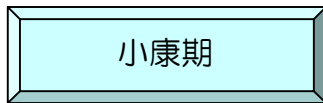
感染に対するリスクを軽減させるため公共交通機関による通勤を控えて自転車や自家用自動車等を利用するよう指示、出勤前の体温測定の徹底、不要不急な大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出については原則禁止とする。（各対策部）

（7）水の安定供給

- ・消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設対策部）

（8）生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民対策部）
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。また、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（市民対策部）



市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

小康期における実施体制（緊急事態宣言継続時）

1 実施体制

総務対策部は、緊急事態宣言継続時は、引き続き対策本部を設置する。しかし、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、状況に応じて新型インフルエンザ等緊急事態措置体制の縮小・中止を決定する。

<対策部の主な体制>

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市新型インフルエンザ等対策本部を継続</li> <li>☆対策本部員会議の開催</li> <li>☆今後の対応方針について協議</li> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制整備確認</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等との連携確認</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の体制整備確認</li> </ul>

## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておく。また、対応マニュアルの作成、業務従事にあたっての感染予防等注意事項の周知、普及啓発等を再度、関係団体等へ要請する。(各対策部)

収 集 項 目	担 当	内 容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	・ 県内発生状況 ・ 関係事業所の対応方針、状況
	福祉医療対策部	・ 県及び鈴鹿保健所の対応方針、状況 ・ 新型インフルエンザ等の集団発生状況
県及び近隣市町の状況	総務対策部 福祉医療対策部	・ 県及び近隣市町の取り組み状況
学校等の状況	教育対策部 福祉医療対策部	・ 保育園、幼稚園、小中学校等の状況、社会福祉施設、医療機関等の状況

### (2) 広報

- ・ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況等に関する情報を地域に提供する。(福祉医療対策部、総務対策部)

### (3) コールセンター等の体制

- ・国及び県からの要請に基づいて、引き続きコールセンター、相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。(福祉医療対策部)

## 3 まん延防止に関する措置

市民に対してマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。(福祉医療対策部)

## 4 予防接種

流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。予防接種実施についての留意点は、県内発生早期 4(2)住民接種時の注意事項を参照。

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(福祉医療対策部)

### (2) 社会機能の維持

- ・必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。(関係対策部)

## 小康期における実施体制（緊急事態解除宣言発令時）

### 1 実施体制

緊急事態解除宣言を受けて、本部員会議を開催し本部長の決定で対策本部を廃止する。健康福祉部は、対策本部が廃止された場合は、必要に応じ推進会議を設置する。

#### <各部局の主な体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の開催

### 2 情報提供・広報

対策本部廃止後も引き続き、第二波に備えて、必要に応じ推進会議を設置し情報集体制を整える。また、状況を見ながら国及び県からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。（健康福祉部）

### 3 まん延防止に関する措置

市民に対してマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。

### 4 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。予防接種実施についての留意点は、県内発生早期 4（2）住民接種時の注意事項を参照。

### 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（健康福祉部）
- ・ 必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。（健康福祉部、危機管理局）



## 【パターン3】

### 県内発生早期において「緊急事態宣言」が発令された場合

未発生期

#### 未発生期における実施体制

#### 1 実施体制

海外で新型インフルエンザ等の発生が疑われるなど、重要な情報を入手した場合は、県と連携し必要に応じ推進会議を開催し、情報連絡体制を強化するとともに、感染予防策及び普及啓発を実施する。また、県及び近隣市町等と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認及び応急対策等の訓練を実施する。（健康福祉部）

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### <各部局の体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携確認
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議設置及び開催

#### 2 情報収集・広報

##### (1) 情報収集

必要に応じ県、医療機関や亀山医師会等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立つ。（健康福祉部）

##### (2) 広報

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等について、市民に対して、必要に応じて継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康福祉部）

##### (3) 体制整備等

- ・ 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めるとともに、関係部局間での情報共有体制を図る。また、国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。また、コールセンター設置時の円滑かつ適正な対応を行うため、Q & A 及び対応マニュアル等を作成する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。（健康福祉部）
- ・ 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、緊急連絡先を確認する。また、業務継続計画等の作成、業務従事にあたっての感染予防注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。（各部局）



＜各部局の主な体制＞

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	健康福祉部	・海外での発生状況 ・各省庁及び県の対応方針、状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
学校等の状況	教育委員会 健康福祉部	・保育園、幼稚園、小中学校等の状況
社会福祉施設等、医療機関の状況	健康福祉部 医療センター	・社会福祉施設等、医療機関
事業所等の状況	建設部	・企業、ライフライン事業者、その他関係する団体等の状況
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	・県及び近隣市町の状況

### 3 まん延防止に関する措置

#### (1) 市民に対する感染対策の実施

住民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部)

#### (2) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。(健康福祉部)

### 4 予防接種

#### (1) ワクチンの供給体制

ワクチンについては、県が医薬品卸業者等と連携して県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

#### (2) 特定接種対象者・事業者の登録

- ・特定接種の対象となり得る職員を把握し、国及び県に人数を報告する。(健康福祉部)
- ・国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して登録作業に係る周知を行うことに協力する。(健康福祉部)
- ・国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(健康福祉部)

#### (3) 接種体制の構築

##### (特定接種)

県と協力して地方公務員の対象者に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)

##### (住民接種)

- ・国及び県の協力を得ながら、予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)
- ・県及び国の協力を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な調整を行い、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。(健康福祉部)

- ・県及び国の協力を得て、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康福祉部、各部局）

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### （１）要援護者への生活支援

- ・県からの要請を受けて、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康福祉部）
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（健康福祉部）

#### <要援護者の定義>

「亀山市新型インフルエンザ等対策行動計画」における要援護者の定義
<p>本行動計画で述べる「要援護者」とは以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者</li> <li>ii) 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者</li> <li>iii) 障がい又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者</li> <li>iv) その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）</li> <li>v) その他、市長が認める者</li> </ul>

### （２）火葬能力等の把握

- ・県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う際、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。（健康福祉部、環境産業部）
- ・火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。（健康福祉部、環境産業部）

### （３）感染防止用資機材の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等（マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等）の備蓄を図ることとする。（健康福祉部、危機管理局）

### （４）社会機能の維持

- ・特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制について検討を進めるように要請するとともに、必要な支援を行う。（各部局）
- ・市内に安定的に生活関連物資等の供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。この際、災害時の応援協定を締結している関連業者等については、協定の実効性を確保する。また、追加すべき業者があれば協定の締結を働きかける。（危機管理局）

- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、事業所等の業務継続に向けた新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。(関係部局)
- ・出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行い、業務継続計画を整備する。(各部局)
- ・必要に応じて、以下の事前措置を講じる。(健康福祉部)

新型インフルエンザに関する知識の周知と意識啓発を行う。  
職員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう周知する。

県内未発生期

県内未発生期における実施体制

1 実施体制

緊急事態宣言未発令時でも推進会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、情報の集約・共有・分析を行い、推進会議において報告する。

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<各部局の主な体制>

部局名	役割
各部局共通	・各部局内の体制の構築 ・関係機関・事業者との連携体制の確認
危機管理局	・県・近隣市町及び関係機関等との連携確認
健康福祉部	・亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の設置及び開催

2 情報収集・広報

(1) 情報収集

- ・国、県、所管団体、事業団体等を通じて、海外での発生状況、国内での発生兆候、市民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報について主体に情報収集を行う。(各部局)
- ・県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関、団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。また、対応マニュアルの作成、業務従事にあたっての感染予防等注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。(各部局)

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各部局共通	・国外発生状況
	健康福祉部	・新型インフルエンザ等感染情報 ☆感染症発生動向調査システムを活用 ☆県健康福祉部・鈴鹿保健所との連絡体制を強化 ☆近隣市町との情報の共有
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	・県及び近隣市町の取り組み状況

## (2) 広報

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。(健康福祉部、市民文化部)
- ・ ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。(健康福祉部、企画総務部)

## (3) コールセンター等の体制

- ・ 国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。(健康福祉部)
- ・ 国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、鈴鹿保健所及び受診可能な医療機関等の情報の提供等を行うことにより、市民の不安解消や適切な医療機関での受診・治療により、感染拡大の防止に努める。(健康福祉部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(各部署)

対象施設	部局名	内容
各所管施設	各部署共通	・ 感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・ 不特定多数の市民が利用する施設等への周知

### (2) 濃厚接触者対策

- ・ 県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(健康福祉部、医療センター)

### (3) 発生国(又は県)に滞在又は渡航する市民に対する呼びかけ等

- ・ 海外渡航等の関連情報の提供を、市ホームページ等を通じて行う。(企画総務部)

## 4 予防接種

### (1) 特定接種の実施

- ・ 国及び県と連携して、当市の職員を対象者とし、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (2) 住民接種の実施

- ・ 国及び県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴と緊急事態宣言の有無を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (3) 特定接種の広報・相談

- ・ 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康福祉部)

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。(健康福祉部)

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。(市民文化部、企画総務部)

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。(健康福祉部)
- ・ 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(健康福祉部、企画総務部)

### (4) 感染防止用資機材の備蓄

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等(マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等)の備蓄を図ることとする。(健康福祉部、危機管理局)

### (5) 社会機能の維持

- ・ 生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保への対策準備を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防策を要請する。(関係部局)
- ・ 所管する関係事業者団体等を通じ、企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講じるよう要請する。(関係部局)

### (6) 行政活動の維持・調整

- ・ あらかじめ新型インフルエンザ等の市内における発生を想定し、各室所管業務の優先順位化作業や各部室間での応援体制を確認する。また、引き続き出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行う。(各部局)
- ・ 国及び県からの新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、職員等に対して必要に応じて感染予防と感染拡大予防措置について、意識啓発する。また、職員に対して、新型インフルエンザ等に関する知識、感染予防対策、海外発生地域、規模及び感染状況等の周知を行う。(健康福祉部、危機管理局)



県内発生早期

県内発生早期における実施体制

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

**1 実施体制**

緊急事態宣言発令時は、速やかに対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、市民及び事業者等に対しては、積極的な情報の提供及び注意喚起を行う。(総務対策部、福祉医療対策部)

新型インフルエンザ等の発生位置、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議する。(福祉医療対策部、総務対策部)

＜対策部の主な体制＞

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市新型インフルエンザ等対策本部を設置</li> <li>☆ 対策本部員会議の開催</li> <li>☆ 対策本部においては、新型インフルエンザ等の収集情報を共有・分析</li> <li>☆ 今後の対応方針について協議</li> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 各対策部内の対策のための体制を整備(対策会議等の設置)</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認</li> <li>・ 各部局の対応状況を対策本部へ報告</li> </ul>
各対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各対策部間における情報の共有・分析</li> <li>・ 各対策部、関係機関、事業者との連携と情報の共有</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ コールセンター、相談窓口を必要に応じ開設する</li> <li>・ 保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制を継続</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の積極的実施</li> </ul>

**2 情報収集・広報**

(1) 情報収集

- ・ 市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況あるいは兆候に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況あるいは兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。このためあらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について改めて確認する等、注意喚起を行う。(各対策部)
- ・ 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。(各対策部)



収集項目	対策部名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	・国内（県内）の発生状況 ・関係機関、事業所の発生状況
	福祉医療対策部	・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・県（鈴鹿保健所）との連絡体制を強化 ・近隣市町との情報の共有
県及び近隣市町の状況	福祉医療対策部 総務対策部	・県及び近隣市町の取り組み状況
ライフラインの情報	総務対策部 環境対策部 建設対策部	・通信、電気、ガス ・公共交通機関の運行状況 ・上下水道
学校等の状況	教育対策部	・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況
社会福祉施設等の状況	福祉医療対策部	・社会福祉施設等、医療機関等の状況
食糧	市民対策部 環境対策部	・物価の動向 ・農産物の生産、流通状況
事業所等の状況	各対策部共通	・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況
	環境対策部 総務対策部	・商工会議所等関係機関などの状況 ・指定金融機関及び金融機関等の状況

## （２）広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。（福祉医療対策部）
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。（福祉医療対策部、総務対策部、環境対策部）

## （３）広報手段

- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。（総務対策部）
- ・個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。（総務対策部）
- ・発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。（総務対策部）

## （４）コールセンター等の継続

- ・国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。（福祉医療対策部）

## 3 まん延防止に関する措置

### （１）感染対策の実施

- ・各対策部は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。

対象施設	対策部名	内容
共通施設	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への周知</li> <li>・不特定多数の市民が利用する施設への周知</li> </ul>
駅・ショッピングセンター	環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の事業所、営業所等の感染状況を把握</li> <li>・利用者に対して情報提供を行うよう促す</li> </ul>
学校以外の教育関係施設	教育対策部 市民対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外の教育関係施設においては、感染防止措置を強化するとともに、施設利用者への周知等対応を強化する</li> <li>・感染拡大防止のための臨時休館等を検討</li> <li>・職員のマスク着用、うがい、手洗いの励行を徹底</li> </ul>
社会福祉施設等・児童福祉施設	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供を行い、以下の事項を要請する。また、保育所等児童福祉施設に対し、適切な対応を指示</li> <li>☆対応体制の確認</li> <li>☆利用者の家族への情報提供</li> <li>☆施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>☆施設運営体制の整備と必要な事項の指示徹底</li> </ul>

## (2) 社会活動の制限

- ・新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、県外からの参加が明らかに見込まれない地域限定的なイベントを除き、市が実施する集客イベント及び集会等について、開催を自粛する。（関係対策部）

## 4 予防接種

### (1) 住民接種の実施

- ・市民に対する予防接種は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（福祉医療対策部）
- ・接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が示す住民への接種順位を考慮し、県、関係機関等と連携して実施体制を整える。（福祉医療対策部）
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所、保健センター、学校等、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市に居住する者を対象に集団的接種を行う。（福祉医療対策部）

### (2) 住民接種時の注意事項

- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ・基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ワクチンの大部分が10mℓ等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・1mℓ等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

### (3) 住民接種の広報・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- ・新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- ・ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- ・ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- ・臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

- ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

### (4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後「副反応報告書」及び「報告基準」を管内の医療機関に配布する。(福祉医療対策部)

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、福祉医療対策部は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（福祉医療対策部）

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、福祉医療対策部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。（市民対策部、総務対策部）

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 県と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（福祉医療対策部、環境対策部）

### (4) 社会機能の維持

- ・ 生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。（関係対策部）
- ・ 一時的な生活関連物資等の不足が予測されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。（関係対策部）
- ・ 所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講ずるよう要請する。（関係対策部）
- ・ 感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。また、関係団体等と連携して農業関係者、商工業事業者の相談窓口を設置する。（環境対策部）
- ・ ライフライン等の確保に努め、社会生活に与える影響を最小限にし、市民生活の維持に努める。（関係対策部）

### (5) 公共交通対策

- ・ 事業者に対して、県内発生地域の状況を情報提供し、発生地域への運行の自粛を要請するとともに、発生地域への運行の際は、十分な感染防止対策をとるよう依頼する。また、市観光協会等と連携するとともに、関係団体に対しても協力を要請する。（総務対策部、環境対策部、市民対策部）
- ・ 鉄道駅構内、鉄道車両内、バス車両内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、校内放送及び社内放送などにより、利用者に対し、マスクの着用等を周知することを事業者団体等に対し、協力を依頼する。（総務対策部、環境対策部）

### (6) 行政活動の維持

- ・ 感染者拡大により出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。また、状況に応じて職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見通しを検討し、職場内での感染防止を徹底し、感染拡大による出勤できない職員の増加に対する部内の業務維持対策（各部室において業務に優先順位を付け、必要な業務の維持）を実施する。（各対策部）
- ・ 新型インフルエンザ等の感染を未然に防止するため、うがい、手洗い、消毒、咳エチケットの励行等について、職員及び家族に対する各種感染防止対策の徹底を行う。（各対策部）

- ・ 新型インフルエンザ等に関する職員からの問い合わせ対応する相談窓口等を設置し、予防策（手指消毒、廃棄物の措置方法等を含む。）の周知徹底及び新型インフルエンザ等に関する基礎知識を一斉周知する等、職員への意識啓発を強化する。（福祉医療対策部）

（7）水の安定供給

- ・ 消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設対策部）

（8）生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（市民対策部）

県内感染期

県内感染期における実施体制

1 実施体制

緊急事態宣言継続時は、引き続き対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、市民及び事業者等に対しては、さらなる積極的な情報の提供及び注意喚起を行う。また、県の要請及び協力の基、準備が整い次第、住民接種を速やかに実施する。（福祉医療対策部、総務対策部）

新型インフルエンザ等の発生位置、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針等を協議する。（福祉医療対策部、総務対策部）

県、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を強化する。また、県内での感染状況について、県及び近隣市町との情報の共有を図るとともに、鈴鹿保健所、医療機関、医師会の医療体制等を確認し、必要に応じ協力を要請する。（福祉医療対策部、総務対策部）

<対策部の主な体制>

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の運営</li> <li>☆ 対策本部員会議の開催</li> <li>☆ 対策本部においては、新型インフルエンザ等の収集情報を共有・分析</li> <li>☆ 今後の対応方針について協議</li> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 各部局内の対策のための体制を整備（対策会議等の設置）</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認及び連携</li> </ul>

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



各対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応状況を対策本部へ報告</li> <li>・各対策部間における情報の共有・分析</li> <li>・各対策部、関係機関、事業者との連携と情報の共有</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部事務局の運営</li> <li>・コールセンター、相談窓口を開設する</li> <li>・保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制を継続</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の積極的実施</li> </ul>

## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。あらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。(各対策部)
- ・関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。(各対策部)

収集項目	対策部名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内(国内)の発生状況</li> <li>・関係機関、事業所の発生状況</li> </ul>
	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報</li> <li>・感染症発生動向調査システムを活用</li> <li>・県(保健所)との連絡体制を強化</li> <li>・近隣市町との情報の共有</li> <li>・在宅高齢者、障がい者、乳幼児等の安否確認</li> </ul>
県及び近隣市町の状況	福祉医療対策部 総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町の取り組み状況</li> </ul>
ライフラインの情報	総務対策部 環境対策部 建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信、電気、ガス</li> <li>・公共交通機関の運行状況</li> <li>・上下水道</li> </ul>
学校等の状況	教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染状況及び臨時休校等措置の実施状況</li> </ul>
社会福祉施設等の状況	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等、医療機関等の発生状況等</li> </ul>
食糧	市民対策部 環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価の動向、スーパー等の運営状況</li> <li>・農産物の生産、流通状況</li> </ul>
事業所等の状況	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況</li> </ul>
	環境対策部 総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所等関係機関などの状況</li> <li>・指定金融機関及び金融機関等の状況</li> </ul>

### (2) 広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。(福祉医療対策部)
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(福祉医療対策部、総務対策部、環境対策部)



### (3) 広報手段

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(総務対策部)
- ・ 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第7条(公益上の理由による裁量的開示)の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。(総務対策部)
- ・ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。(総務対策部)

### (4) コールセンター等の継続

- ・ 国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。(福祉医療対策部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・ 各対策部は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</li> <li>・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。</li> <li>・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。</li> <li>・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。</li> <li>・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。</li> </ul>
---

対象施設	対策部名	内容
共通施設	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への徹底</li> <li>・ 施設内での感染拡大防止措置の強化</li> <li>・ 不特定多数の市民が利用する施設への周知</li> </ul>
駅・ショッピングセンター	環境対策部 総務対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市に向かう鉄道、バス等から、新型インフルエンザ等の症状を有する患者や死者がいるとの情報が、対策本部にもたらされた場合には、鈴鹿保健所に報告するとともに、保健所の指導を受け必要な対策を行う。</li> </ul>
学校以外の教育関係施設	教育対策部 市民対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校以外の教育関係等施設においては、感染防止措置を徹底するとともに、施設利用者への周知等対応を強化</li> <li>・ 施設内での感染拡大防止措置の強化</li> <li>・ 利用者、職員の健康状況に留意し、新型インフルエンザ等症状の早期発見に努める。</li> <li>・ 利用者、職員のマスクの着用、うがい、手洗いの励行</li> <li>・ 施設内における新型インフルエンザ等の症状発症状況の把握及び報告</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の県内発生状況を踏まえ、学校以外の教育等関係施設を必要に応じて臨時休館を行う。</li> </ul>
社会福祉施設等・児童福祉施設	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え、情報を共有</li> <li>・ 施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>・ 利用者・職員に新型インフルエンザ等の症状が発生した場合は、速やかに鈴鹿保健所に相談</li> <li>・ マスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットを刷新するよう指導</li> <li>・ 職員に対して、職員、利用者の感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起</li> <li>・ 施設内で患者が発生した場合に、他の入所者に感染しないよう、個室に移動させる等の対応の実施</li> <li>・ 施設運営体制と必要事項の指示徹底</li> <li>・ 保健園等からの助言等を受けつつ、施設の衛生管理に努める。</li> </ul>

## (2) 社会活動の制限

- ・ 市内でのイベント開催の自粛及び中止の検討と関係団体への周知を行う。また、市民の行動についても、市民の理解を得て、制限を要請する（集会の自粛、外出の自粛等）。要請に当たっては、ホームページ等あらゆる広報伝達手段を利用し、広報を行う。この際、あわせて新型インフルエンザ等に対する感染予防対策についても普及・広報を行う。（関係対策部）

## 4 予防接種

### (1) 住民に対する予防接種の実施

市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。市民に対する予防接種実施についての留意点は県内発生早期 4(2) 住民接種時の注意事項を参照。

### (2) 住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談については、県内発生早期 4(3) 住民接種の広報・相談を参照。

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（福祉医療対策部）
- ・ 国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護訪問、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請受け対応する。（福祉医療対策部）

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、福祉医療対策部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。（市民対策部、総務対策部）

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）

- ・県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、市域内で火葬を行うことが困難と判断される場合は、他の市町及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（福祉医療対策部、環境対策部）
- ・国または県からの要請を受け、市は可能な限り火葬炉を稼働するよう対応する。また、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。（福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部）
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（福祉医療対策部、市民対策部）

#### （４）社会機能の維持

- ・生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心であることから対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。特に、社会機能の維持に関わる事業者等に対しては業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制への移行を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、国、県等から出される勧告、通知等に留意するよう周知する。（関係対策部）
- ・一時的な生活関連物資等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。（関係対策部）
- ・所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、職場における新型インフルエンザ等対策を講じよう要請する。（関係対策部）
- ・関係団体等を通じて、事業継続のため、感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。（関係対策部）

#### （５）公共交通対策

- ・事業者の運行と市の対策への協力について、事業者に対して要請するとともに、運行状況等の把握を行う。（総務対策部、環境対策部）

#### （６）行政活動の維持

- ・感染者拡大による出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止対策及び部内の業務維持対策を実施する。（各対策部）
- ・職員への感染防止措置として、発生情報の周知、うがい、手洗い、消毒の励行等、職員に対する各種感染防止対策の徹底、マスクなどの感染予防用具等の装着及び使用の徹底、職員の

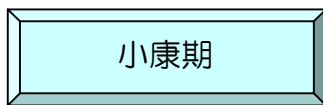
感染に対するリスクを軽減させるため公共交通機関による通勤を控えて自転車や自家用自動車等を利用するよう指示、出勤前の体温測定の徹底、不要不急な大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出については原則禁止とする。（各対策部）

（7）水の安定供給

- ・消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設対策部）

（8）生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民対策部）
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。また、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（市民対策部）



市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

小康期における実施体制（緊急事態宣言継続時）

1 実施体制

総務対策部は、緊急事態宣言継続時は、引き続き対策本部を設置する。しかし、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、状況に応じて新型インフルエンザ等緊急事態措置体制の縮小・中止を決定する。

<対策部の主な体制>

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市新型インフルエンザ等対策本部を継続</li> <li>☆ 対策本部員会議の開催</li> <li>☆ 今後の対応方針について協議</li> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制整備確認</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等との連携確認</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の体制整備確認</li> </ul>

## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておく。また、対応マニュアルの作成、業務従事にあたっての感染予防等注意事項の周知、普及啓発等を再度、関係団体等へ要請する。(各対策部)

収 集 項 目	担 当	内 容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	・ 県内発生状況 ・ 関係事業所の対応方針、状況
	福祉医療対策部	・ 県及び鈴鹿保健所の対応方針、状況 ・ 新型インフルエンザ等の集団発生状況
県及び近隣市町の状況	総務対策部 福祉医療対策部	・ 県及び近隣市町の取り組み状況
学校等の状況	教育対策部 福祉医療対策部	・ 保育園、幼稚園、小中学校等の状況、社会福祉施設、医療機関等の状況

### (2) 広報

- ・ ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況等に関する情報を地域に提供する。(福祉医療対策部、総務対策部)

### (3) コールセンター等の体制

- ・ 国及び県からの要請に基づいて、引き続きコールセンター、相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。(福祉医療対策部)

## 3 まん延防止に関する措置

市民に対してマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。(福祉医療対策部)

## 4 予防接種

流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。予防接種実施についての留意点は、県内発生早期 4(2)住民接種時の注意事項を参照。

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(福祉医療対策部)

### (2) 社会機能の維持

- ・ 必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。(関係対策部)



## 小康期における実施体制（緊急事態解除宣言発令時）

### 1 実施体制

緊急事態解除宣言を受けて、本部員会議を開催し本部長の決定で対策本部を廃止する。健康福祉部は、対策本部が廃止された場合は、必要に応じ推進会議を設置する。

#### <各部局の主な体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の開催

### 2 情報提供・広報

対策本部廃止後も引き続き、第二波に備えて、必要に応じ推進会議を設置し情報集体制を整える。また、状況を見ながら国及び県からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。（健康福祉部）

### 3 まん延防止に関する措置

市民に対してマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。

### 4 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。予防接種実施についての留意点は、県内発生早期 4（2）住民接種時の注意事項を参照。

### 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（健康福祉部）
- ・ 必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。（健康福祉部、危機管理局）

## 【パターン4】

### 県内感染期において「緊急事態宣言」が発令された場合

未発生期

#### 未発生期における実施体制

##### 1 実施体制

海外で新型インフルエンザ等の発生が疑われるなど、重要な情報を入手した場合は、県と連携し必要に応じ推進会議を開催し、情報連絡体制を強化するとともに、感染予防策及び普及啓発を実施する。また、県及び近隣市町等と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認及び応急対策等の訓練を実施する。（健康福祉部）

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### <各部局の体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携確認
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議設置及び開催

##### 2 情報収集・広報

###### (1) 情報収集

必要に応じ県、医療機関や亀山医師会等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立つ。（健康福祉部）

###### (2) 広報

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等について、市民に対して、必要に応じて継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康福祉部）

###### (3) 体制整備等

- ・ 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めるとともに、関係部局間での情報共有体制を図る。また、国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。また、コールセンター設置時の円滑かつ適正な対応を行うため、Q & A 及び対応マニュアル等を作成する。（健康福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。（健康福祉部）
- ・ 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、緊急連絡先を確認する。また、業務継続計画等の作成、業務従事にあたっての感染予防注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。（各部局）

＜各部局の主な体制＞

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	健康福祉部	・海外での発生状況 ・各省庁及び県の対応方針、状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
学校等の状況	教育委員会 健康福祉部	・保育園、幼稚園、小中学校等の状況
社会福祉施設等、医療機関の状況	健康福祉部 医療センター	・社会福祉施設等、医療機関
事業所等の状況	建設部	・企業、ライフライン事業者、その他関係する団体等の状況
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	・県及び近隣市町の状況

### 3 まん延防止に関する措置

#### (1) 市民に対する感染対策の実施

住民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部)

#### (2) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。(健康福祉部)

### 4 予防接種

#### (1) ワクチンの供給体制

ワクチンについては、県が医薬品卸業者等と連携して県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

#### (2) 特定接種対象者・事業者の登録

- ・特定接種の対象となり得る職員を把握し、国及び県に人数を報告する。(健康福祉部)
- ・国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して登録作業に係る周知を行うことに協力する。(健康福祉部)
- ・国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(健康福祉部)

#### (3) 接種体制の構築

##### (特定接種)

県と協力して地方公務員の対象者に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)

##### (住民接種)

- ・国及び県の協力を得ながら、予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。(健康福祉部、医療センター)
- ・県及び国の協力を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な調整を行い、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。(健康福祉部)

- ・県及び国の協力を得て、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康福祉部、各部局）

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### （１）要援護者への生活支援

- ・県からの要請を受けて、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康福祉部）
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（健康福祉部）

### ＜要援護者の定義＞

「亀山市新型インフルエンザ等対策行動計画」における要援護者の定義
<p>本行動計画で述べる「要援護者」とは以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者</li> <li>ii) 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者</li> <li>iii) 障がい又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者</li> <li>iv) その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）</li> <li>v) その他、市長が認める者</li> </ul>

### （２）火葬能力等の把握

- ・県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う際、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。（健康福祉部、環境産業部）
- ・火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。（健康福祉部、環境産業部）

### （３）感染防止用資機材の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等（マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等）の備蓄を図ることとする。（健康福祉部、危機管理局）

### （４）社会機能の維持

- ・特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制について検討を進めるように要請するとともに、必要な支援を行う。（各部局）
- ・市内に安定的に生活関連物資等の供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。この際、災害時の応援協定を締結している関連業者等については、協定の実効性を確保する。また、追加すべき業者があれば協定の締結を働きかける。（危機管理局）



- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、事業所等の業務継続に向けた新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。(関係部局)
- ・出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行い、業務継続計画を整備する。(各部局)
- ・必要に応じて、以下の事前措置を講じる。(健康福祉部)

新型インフルエンザに関する知識の周知と意識啓発を行う。  
職員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう周知する。

県内未発生期

県内未発生期における実施体制

1 実施体制

緊急事態宣言未発令時でも推進会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、情報の集約・共有・分析を行い、推進会議において報告する。

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<各部局の主な体制>

部局名	役割
各部局共通	・各部局内の体制の構築 ・関係機関・事業者との連携体制の確認
危機管理局	・県・近隣市町及び関係機関等との連携確認
健康福祉部	・亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の設置及び開催

2 情報収集・広報

(1) 情報収集

- ・国、県、所管団体、事業団体等を通じて、海外での発生状況、国内での発生兆候、市民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報について主体に情報収集を行う。(各部局)
- ・県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関、団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。また、対応マニュアルの作成、業務従事にあたっての感染予防等注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。(各部局)

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各部局共通	・国外発生状況
	健康福祉部	・新型インフルエンザ等感染情報 ☆感染症発生動向調査システムを活用 ☆県健康福祉部・鈴鹿保健所との連絡体制を強化 ☆近隣市町との情報の共有
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	・県及び近隣市町の取り組み状況



## (2) 広報

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。(健康福祉部、市民文化部)
- ・ ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。(健康福祉部、企画総務部)

## (3) コールセンター等の体制

- ・ 国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。(健康福祉部)
- ・ 国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、鈴鹿保健所及び受診可能な医療機関等の情報の提供等を行うことにより、市民の不安解消や適切な医療機関での受診・治療により、感染拡大の防止に努める。(健康福祉部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(各部署)

対象施設	部局名	内容
各所管施設	各部署共通	・ 感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・ 不特定多数の市民が利用する施設等への周知

### (2) 濃厚接触者対策

- ・ 県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(健康福祉部、医療センター)

### (3) 発生国(又は県)に滞在又は渡航する市民に対する呼びかけ等

- ・ 海外渡航等の関連情報の提供を、市ホームページ等を通じて行う。(企画総務部)

## 4 予防接種

### (1) 特定接種の実施

- ・ 国及び県と連携して、当市の職員を対象者とし、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (2) 住民接種の実施

- ・ 国及び県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴と緊急事態宣言の有無を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (3) 特定接種の広報・相談

- ・ 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康福祉部)

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。(健康福祉部)

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。(市民文化部、企画総務部)

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。(健康福祉部)
- ・ 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(健康福祉部、企画総務部)

### (4) 感染防止用資機材の備蓄

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防止用資機材等(マスク、手袋、防護衣、石鹸及び手指消毒用アルコール等)の備蓄を図ることとする。(健康福祉部、危機管理局)

### (5) 社会機能の維持

- ・ 生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保への対策準備を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防策を要請する。(関係部局)
- ・ 所管する関係事業者団体等を通じ、企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講じるよう要請する。(関係部局)

### (6) 行政活動の維持・調整

- ・ あらかじめ新型インフルエンザ等の市内における発生を想定し、各室所管業務の優先順位化作業や各部室間での応援体制を確認する。また、引き続き出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討を行う。(各部局)
- ・ 国及び県からの新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、職員等に対して必要に応じて感染予防と感染拡大予防措置について、意識啓発する。また、職員に対して、新型インフルエンザ等に関する知識、感染予防対策、海外発生地域、規模及び感染状況等の周知を行う。(健康福祉部、危機管理局)

県内発生早期

県内発生早期における実施体制

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

**1 実施体制**

緊急事態宣言未発令時でも推進会議を引き続き設置し、新型インフルエンザ等の発生状況等の詳細を把握するとともに、情報の集約・共有・分析を行い、推進会議において報告する。(健康福祉部)

<各部署の主な体制>

部局名	役割
各部署共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部署内の体制の構築</li> <li>新型インフルエンザ等に関する情報の収集</li> <li>各部署、関係機関、事業者との情報の共有及び危機管理体制の確認</li> </ul>
危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・近隣市町及び関係機関等との連携</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の開催</li> </ul>

**2 情報収集・広報**

(1) 情報収集

- 市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況あるいは兆候に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況あるいは兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。このためあらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について改めて確認する等、注意喚起を行う。(各部署)
- 関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。(各部署)

収集項目	部局名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各部署共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内(県内)の発生状況</li> <li>関係機関、事業所の発生状況</li> </ul>
	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報</li> <li>感染症発生動向調査システムを活用</li> <li>県(鈴鹿保健所)との連絡体制を強化</li> <li>近隣市町との情報の共有</li> </ul>
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び近隣市町の取り組み状況</li> </ul>
ライフラインの情報	環境産業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の運行状況</li> </ul>
学校等の状況	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生状況及び対策措置の実施状況</li> </ul>
社会福祉施設等の状況	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等、医療機関等の状況</li> </ul>

## (2) 広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。(健康福祉部)
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(健康福祉部、企画総務部、環境産業部)

## (3) 広報手段

- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(危機管理局)
- ・個人情報公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第7条(公益上の理由による裁量的開示)の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。(危機管理局)
- ・発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。(危機管理局)

## (4) コールセンター等の継続

- ・国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。(健康福祉部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・各部局は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。

対象施設	部局名	内容
共通施設	各部局共通	・感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・不特定多数の市民が利用する施設への周知
駅・ショッピングセンター	環境産業部	・事業者の事業所、営業所等の感染状況を把握 ・利用者に対して情報提供を行うよう促す

学校以外の教育 関係施設	教育委員会 市民文化部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外の教育関係施設においては、感染防止措置を強化するとともに、施設利用者への周知等対応を強化する</li> <li>・感染拡大防止のための臨時休館等を検討</li> <li>・職員のマスク着用、うがい、手洗いの励行を徹底</li> </ul>
社会福祉施設 等・児童福祉施設	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供を行い、以下の事項を要請する。また、保育所等児童福祉施設に対し、適切な対応を指示</li> <li>☆対応体制の確認</li> <li>☆利用者の家族への情報提供</li> <li>☆施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>☆施設運営体制の整備と必要な事項の指示徹底</li> </ul>

## (2) 社会活動の制限

- ・新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、県外からの参加が明らかに見込まれない地域限定的なイベントを除き、市が実施する集客イベント及び集会等について、開催を自粛する。(関係部局)

## 4 予防接種

### (1) 住民接種の実施

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県、関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報を市民に知らせる。(健康福祉部、医療センター)
- ・接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が示す住民への接種順位を考慮し、県、関係機関等と連携して実施体制を整える。(健康福祉部、医療センター)
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所、保健センター、学校等、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康福祉部、医療センター)

### (2) 住民接種時の注意事項

- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校等、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ・基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ワクチンの大部分が10mℓ等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・1mℓ等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接



種も考えられる。

- ・ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

### (3) 住民接種の広報・相談

- ・ 実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。(健康福祉部、医療センター)
- ・ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。(健康福祉部、医療センター)

### (4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ 予防接種の実施主体である市町は、あらかじめ予防接種後「副反応報告書」及び「報告基準」を管内の医療機関に配布する。(健康福祉部、医療センター)

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(健康福祉部)

### (2) 外国人住民等への対応

- ・ 関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。(市民文化部、企画総務部)

### (3) 遺体の火葬・安置

- ・ 県と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。(健康福祉部、環境産業部、危機管理局)
- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(健康福祉部、医療センター、環境産業部)

### (4) 社会機能の維持

- ・ 生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。(関係部局)
- ・ 一時的な生活関連物資等の不足が予測されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。(関係部局)
- ・ 所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、新型インフルエンザ等対策を講ずるよう要請する。(関係部局)
- ・ 感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。また、関係団体等と連携して農業関係者、商工業事業者の相談窓口を設置する。(環境産業部)
- ・ ライフライン等の確保に努め、社会生活に与える影響を最小限にし、市民生活の維持に努める。(関係部局)

### (5) 公共交通対策

- ・事業者に対して、県内発生地域の状況を情報提供し、発生地域への運行の自粛を要請するとともに、発生地域への運行の際は、十分な感染防止対策をとるよう依頼する。また、市観光協会等と連携するとともに、関係団体に対しても協力を要請する。(企画総務部、環境産業部、市民文化部)
- ・鉄道駅構内、鉄道車両内、バス車両内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、校内放送及び社内放送などにより、利用者に対し、マスクの着用等を周知することを事業者団体等に対し、協力を依頼する。(企画総務部、環境産業部)

### (6) 行政活動の維持

- ・感染者拡大により出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。また、状況に応じて職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止を徹底し、感染拡大による出勤できない職員の増加に対する部内の業務維持対策(各部室において業務に優先順位を付け、必要な業務の維持)を実施する。(各部局)
- ・新型インフルエンザ等の感染を未然に防止するため、うがい、手洗い、消毒、咳エチケットの励行等について、職員及び家族に対する各種感染防止対策の徹底を行う。(各部局)
- ・新型インフルエンザ等に関する職員からの問い合わせに対応する相談窓口等を設置し、予防策(手指消毒、廃棄物の措置方法等を含む。)の周知徹底及び新型インフルエンザ等に関する基礎知識を一斉周知する等、職員への意識啓発を強化する。(健康福祉部)

## 県内感染期

### 県内感染期における実施体制

#### 1 実施体制

緊急事態宣言発令時は、速やかに対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、市民及び事業者等に対しては、さらなる積極的な情報の提供及び注意喚起を行う。また、県の要請及び協力の基、準備が整い次第、住民接種を速やかに実施する。(福祉医療対策部、総務対策部)

新型インフルエンザ等の発生位置、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針等を協議する。(福祉医療対策部、総務対策部)

県、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を強化する。また、県内での感染状況について、県及び近隣市町との情報の共有を図るとともに、鈴鹿保健所、医療機関、医師会の医療体制等を確認し、必要に応じ協力を要請する。(福祉医療対策部、総務対策部)

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜対策部の主な体制＞

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の運営</li> <li>☆対策本部員会議の開催</li> <li>☆対策本部においては、新型インフルエンザ等の収集情報を共有・分析</li> <li>☆今後の対応方針について協議</li> <li>・対策本部事務局の運営</li> <li>・各部局内の対策のための体制を整備（対策会議等の設置）</li> <li>・県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認及び連携</li> </ul>
各対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応状況を対策本部へ報告</li> <li>・各対策部間における情報の共有・分析</li> <li>・各対策部、関係機関、事業者との連携と情報の共有</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部事務局の運営</li> <li>・コールセンター、相談窓口を開設する</li> <li>・保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制を継続</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の積極的実施</li> </ul>

## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・市内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。あらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。（各対策部）
- ・関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。（各対策部）

収集項目	対策部名	内容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内（国内）の発生状況</li> <li>・関係機関。事業所の発生状況</li> </ul>
	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報</li> <li>・感染症発生動向調査システムを活用</li> <li>・県（保健所）との連絡体制を強化</li> <li>・近隣市町との情報の共有</li> <li>・在宅高齢者、障がい者、乳幼児等の安否確認</li> </ul>
県及び近隣市町の状況	福祉医療対策部 総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町の取り組み状況</li> </ul>
ライフラインの情報	総務対策部 環境対策部 建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信、電気、ガス</li> <li>・公共交通機関の運行状況</li> <li>・上下水道</li> </ul>
学校等の状況	教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染状況及び臨時休校等措置の実施状況</li> </ul>
社会福祉施設等の状況	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等、医療機関等の発生状況等</li> </ul>
食糧	市民対策部 環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価の動向、スーパー等の運営状況</li> <li>・農産物の生産、流通状況</li> </ul>
事業所等の状況	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況</li> </ul>
	環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所等関係機関などの状況</li> </ul>
	総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定金融機関及び金融機関等の状況</li> </ul>

## (2) 広報

- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。(福祉医療対策部)
- ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(福祉医療対策部、総務対策部、環境対策部)

## (3) 広報手段

- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(総務対策部)
- ・個人情報公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第7条(公益上の理由による裁量的開示)の趣旨を踏まえ、国民の生命、しいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。(総務対策部)
- ・発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じ、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。(総務対策部)

## (4) コールセンター等の継続

- ・国及び県からの要請を受け、継続して市民に対するコールセンター、相談窓口の体制を継続するとともに、それらのさらなる充実・強化を行う。(福祉医療対策部)

## 3 まん延防止に関する措置

### (1) 感染対策の実施

- ・各対策部は直接住民、事業者等に対して以下の感染対策の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。

対象施設	対策部名	内容
共通施設	各対策部共通	・感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への徹底 ・施設内での感染拡大防止措置の強化 ・不特定多数の市民が利用する施設への周知
駅・ショッピングセンター	環境対策部 総務対策部 福祉医療対策部	・亀山市に向かう鉄道、バス等から、新型インフルエンザ等の症状を有する患者や死者がいるとの情報が、対策本部にもたらされた場合には、鈴鹿保健所に報告するとともに、保健所の指導を受け必要な対策を行う。

学校以外の教育関係施設	教育対策部 市民対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外の教育関係等施設においては、感染防止措置を徹底するとともに、施設利用者への周知等対応を強化</li> <li>・施設内での感染拡大防止措置の強化</li> <li>・利用者、職員の健康状況に留意し、新型インフルエンザ等症状の早期発見に努める。</li> <li>・利用者、職員のマスクの着用、うがい、手洗いの励行</li> <li>・施設内における新型インフルエンザ等の症状発症状況の把握及び報告</li> <li>・新型インフルエンザ等の県内発生状況を踏まえ、学校以外の教育等関係施設を必要に応じて臨時休館を行う。</li> </ul>
社会福祉施設等・児童福祉施設	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え、情報を共有</li> <li>・施設内での感染拡大予防のための措置</li> <li>・利用者・職員に新型インフルエンザ等の症状が発生した場合は、速やかに鈴鹿保健所に相談</li> <li>・マスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットを刷新するよう指導</li> <li>・職員に対して、職員、利用者の感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起</li> <li>・施設内で患者が発生した場合に、他の入所者に感染しないよう、個室に移動させる等の対応の実施</li> <li>・施設運営体制と必要事項の指示徹底</li> <li>・保健園等からの助言等を受けつつ、施設の衛生管理に努める。</li> </ul>

## (2) 社会活動の制限

- ・市内でのイベント開催の自粛及び中止の検討と関係団体への周知を行う。また、市民の行動についても、市民の理解を得て、制限を要請する（集会の自粛、外出の自粛等）。要請に当たっては、ホームページ等あらゆる広報伝達手段を利用し、広報を行う。この際、あわせて新型インフルエンザ等に対する感染予防対策についても普及・広報を行う。（関係対策部）

## 4 予防接種

### (1) 住民に対する予防接種の実施

市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。市民に対する予防接種実施についての留意点は県内発生早期 4(2) 住民接種時の注意事項を参照。

### (2) 住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談については、県内発生早期 4(3) 住民接種の広報・相談を参照。

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（福祉医療対策部）
- ・国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護訪問、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。（福祉医療対策部）



## (2) 外国人住民等への対応

- ・関連情報を多言語に翻訳してホームページや広報誌等を通じて情報を提供する。また、福祉医療対策部が開設するコールセンターや相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国住民からの相談に対応する。(市民対策部、総務対策部)

## (3) 遺体の火葬・安置

- ・引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部)
- ・県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。(福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部)
- ・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、市域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。(福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部)
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(福祉医療対策部、環境対策部)
- ・国または県からの要請を受け、市は可能な限り火葬炉を稼働するよう対応する。また、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。(福祉医療対策部、環境対策部、総務対策部)
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(福祉医療対策部、市民対策部)

## (4) 社会機能の維持

- ・生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心であることから対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。特に、社会機能の維持に関わる事業者等に対しては業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制への移行を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、国、県等から出される勧告、通知等に留意するよう周知する。(関係対策部)
- ・一時的な生活関連物資等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。(関係対策部)
- ・所管する関係事業団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、職場における新型インフルエンザ等対策を講じよう要請する。(関係対策部)
- ・関係団体等を通じて、事業継続のため、感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。(関係対策部)

#### (5) 公共交通対策

- ・事業者の運行と市の対策への協力について、事業者に対して要請するとともに、運行状況等の把握を行う。（総務対策部、環境対策部）

#### (6) 行政活動の維持

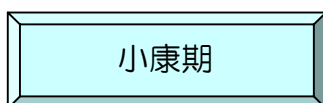
- ・感染者拡大による出勤できない職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止対策及び部内の業務維持対策を実施する。（各対策部）
- ・職員への感染防止措置として、発生情報の周知、うがい、手洗い、消毒の励行等、職員に対する各種感染防止対策の徹底、マスクなどの感染予防用具等の装着及び使用の徹底、職員の感染に対するリスクを軽減させるため公共交通機関による通勤を控えて自転車や家用自動車等を利用するよう指示、出勤前の体温測定の徹底、不要不急な大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出については原則禁止とする。（各対策部）

#### (7) 水の安定供給

- ・消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設対策部）

#### (8) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民対策部）
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。また、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（市民対策部）



### 小康期における実施体制（緊急事態宣言継続時）

#### 1 実施体制

総務対策部は、緊急事態宣言継続時は、引き続き対策本部を設置する。しかし、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、状況に応じて新型インフルエンザ等緊急事態措置体制の縮小・中止を決定する。

市の発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内(県外)で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜対策部の主な体制＞

対策部名	役割
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市新型インフルエンザ等対策本部を継続</li> <li>☆ 対策本部員会議の開催</li> <li>☆ 今後の対応方針について協議</li> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等の危機管理体制の確認</li> </ul>
福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部事務局の運営</li> <li>・ 保育園等における新型インフルエンザ等対応の体制整備確認</li> <li>・ 県及び近隣市町及び関係機関等との連携確認</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ等対応の体制整備確認</li> </ul>

## 2 情報収集・広報

### (1) 情報収集

- ・ 県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておく。また、対応マニュアルの作成、業務従事にあたっての感染予防等注意事項の周知、普及啓発等を再度、関係団体等へ要請する。(各対策部)

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ等の状況	各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内発生状況</li> <li>・ 関係事業所の対応方針、状況</li> </ul>
	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び鈴鹿保健所の対応方針、状況</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の集団発生状況</li> </ul>
県及び近隣市町の状況	総務対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び近隣市町の取り組み状況</li> </ul>
学校等の状況	教育対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園、幼稚園、小中学校等の状況、社会福祉施設、医療機関等の状況</li> </ul>

### (2) 広報

- ・ ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況等に関する情報を地域に提供する。(福祉医療対策部、総務対策部)

### (3) コールセンター等の体制

- ・ 国及び県からの要請に基づいて、引き続きコールセンター、相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。(福祉医療対策部)

## 3 まん延防止に関する措置

市民に対してマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。(福祉医療対策部)

## 4 予防接種

流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。予防接種実施についての留意点は、県内発生早期 4(2) 住民接種時の注意事項を参照。

## 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### (1) 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(福祉医療対策部)

## (2) 社会機能の維持

- ・必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。(関係対策部)

### 小康期における実施体制（緊急事態解除宣言発令時）

#### 1 実施体制

緊急事態解除宣言を受けて、本部員会議を開催し本部長の決定で対策本部を廃止する。健康福祉部は、対策本部が廃止された場合は、必要に応じ推進会議を設置する。

#### <各部局の主な体制>

部局名	役割
危機管理局	・ 県・近隣市町及び関係機関等との連携
健康福祉部	・ 必要に応じ亀山市新型インフルエンザ等対策推進会議の開催

#### 2 情報提供・広報

対策本部廃止後も引き続き、第二波に備えて、必要に応じ推進会議を設置し情報集体制を整える。また、状況を見ながら国及び県からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。(健康福祉部)

#### 3 まん延防止に関する措置

市民に対してマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。

#### 4 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。予防接種実施についての留意点は、県内発生早期 4(2) 住民接種時の注意事項を参照。

#### 5 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(健康福祉部)
- ・ 必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう周知する。(健康福祉部、危機管理局)

### 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおりとする。

#### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。



## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
			をいう。以下同じ。)の運送業務	
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
関連サービス業				
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	内閣官房
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り ・対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局

都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる。国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による 検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して 対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

（1）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務



## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターをいう。

- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）  
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
- 指定届出機関  
感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
- 死亡率（Mortality Rate）  
ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数をいう。
- 人工呼吸器  
呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置をいう。
- 新型インフルエンザ  
感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。  
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

- 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009  
 2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
- 新感染症  
 新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 積極的疫学調査  
 患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。
- 致命率（Case Fatality Rate）  
 流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合をいう。
- トリアージ  
 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
- 鳥インフルエンザ  
 一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
- 濃厚接触者  
 新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- 発病率（Attack Rate）  
 新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合をいう。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

## ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現をいう。

## ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）をいう。

## ○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

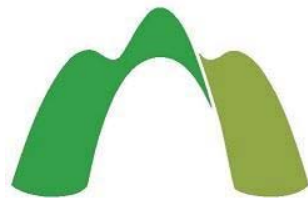
DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

## ○ 咳エチケット

インフルエンザ患者やそれが疑われる患者に対して推奨される感染対策をいう。

- ・ 咳やくしゃみをする際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ 1 m 以上離れる。
- ・ 呼吸器系分泌物を含んだティッシュを、蓋付の廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を促す。

\* マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルス拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。



亀山市企画総務部  
危機管理局危機管理室  
TEL 84-5035  
E-mail:  
[bousai@city.kameyama.mie.jp](mailto:bousai@city.kameyama.mie.jp)

平成26年10月改訂